

平成 28 年度 文化庁「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究」

著作権等の集中管理の在り方に関する 調査研究報告書

平成 28 年 12 月

株式会社サンビジネス

目次

1. 序	1
(1) 本調査研究の趣旨	1
(2) 本調査研究の概要	1
(3) 本調査研究の実施方法	2
①検討の視点	2
②意見募集（パブリックコメント）結果の参照	2
③関係者ヒアリングの実施	2
④委員会の設置及び検討	3
2. 意見募集（パブリックコメント）	5
(1) 意見募集の実施	5
(2) 意見募集の結果	5
①著作権等管理事業の登録（第3条）	5
②登録事項の変更の届出（第7条第1項）	6
③著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第8条第2項）	7
④著作権等管理事業者の廃業の届出（第9条）	7
⑤管理委託契約約款の届出（第11条第1項前段）	8
⑥管理委託契約約款の変更の届出（第11条第1項後段）	9
⑦使用料規程の届出（第13条第1項前段）	10
⑧使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）	12
⑨その他	13
3. 関係者ヒアリング	15
(1) 関係者ヒアリングの実施方法	15
①関係者ヒアリング項目	15

②関係者ヒアリング実施方法、期間.....	16
③関係者ヒアリング対象者.....	16
(2) 関係者ヒアリング結果.....	17
①管理事業に対する国の関与の強化（管理事業の規制強化）.....	17
②使用料規程の決定方法.....	21
③利用者代表の決定方法.....	23
④権利者との管理委託契約について.....	24
⑤情報公開.....	25
⑥その他.....	26
4. 委員会による制度見直しの検討.....	27
(1) 検討の視座について.....	27
①著作権等管理事業法の制定経緯.....	27
②著作権等管理事業法の目的.....	28
③競争促進の重要性.....	28
④市場の失敗への留意.....	29
(2) 著作権等管理事業法の規制に関する項目の検討結果.....	29
①著作権等管理事業の登録（第3条）について.....	29
②登録事項の変更の届出（第7条第1項）について.....	30
③著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第8条第2項）について.....	31
④著作権等管理事業者の廃業の届出（第9条）について.....	32
⑤管理委託契約約款の届出（第11条第1項前段）について.....	32
⑥管理委託契約約款の変更の届出（第11条第1項後段）について.....	33
⑦使用料規程の届出（第13条第1項前段）について.....	33
⑧使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）について.....	34

(3) 規制緩和以外に関する項目の検討	35
①非一任型管理事業を規制の対象とすることについて	35
②著作権等管理事業の登録要件厳格化、許認可制への移行について	36
③著作権等管理事業者の廃業について	37
④管理委託契約の期間について	37
⑤管理委託契約約款の届出・変更に係る利用者の関与について	38
⑥使用料規程・管理委託契約約款の統一について	38
⑦管理委託契約約款・使用料規程の許認可制への移行について	38
⑧使用料規程の届出・変更の際の利用者に対する意見聴取について	39
⑨他の著作権等管理事業者への使用料規程変更の意見聴取等について	41
⑩一般管理事業者の使用料規程に係る利用者代表との協議及び裁定の要否について	42
⑪利用者代表の在り方について	44
⑫使用料規程の実施禁止期間の見直しについて	46
⑬使用料規程の裁定に係る審議について	46
⑭届出に係る使用料規程の全文公表の義務化について	47
⑮使用料徴収窓口の一本化について	47
⑯管理著作物に係る情報の公開について	48
⑰使用料徴収額・分配額の公表について	49
5. まとめ	50
巻末資料	53

1. 序

(1) 本調査研究の趣旨

法令に関連する規制については、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）に基づき、各府省において法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表することとされており¹、著作権等管理事業法（平成 12 年法律第 131 号）については、平成 28 年度が見直し年度とされている²。

これを踏まえ、本調査研究においては、著作権等管理事業法に関連する規制を含めて、同法の評価及び課題について、広く検討を行うものである。

(2) 本調査研究の概要

本調査研究を実施するにあたり、有識者からなる検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、著作権等管理事業法の評価及び課題について広く関係者の意見を集約するとともに、集約した意見に基づき、同法に関連する規制についての見直しの要否について検討し、同法の評価及び課題の整理を行った。本報告書は、本調査研究の過程で得られた関係者の意見及び委員会における検討内容をまとめたものである。

なお、著作権等管理事業法に関連する規制とは、以下の 8 項目を指す。

【著作権等管理事業法に関連する規制（8 項目）】

- (i) 著作権等管理事業の登録（第 3 条）
- (ii) 登録事項の変更の届出（第 7 条第 1 項）
- (iii) 著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第 8 条第 2 項）
- (iv) 著作権等管理事業者の廃業の届出（第 9 条）
- (v) 管理委託契約約款の届出（第 11 条第 1 項前段）
- (vi) 管理委託契約約款の変更の届出（第 11 条第 1 項後段）
- (vii) 使用料規程の届出（第 13 条第 1 項前段）
- (viii) 使用料規程の変更の届出（第 13 条第 1 項後段）

¹ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日）「第 2 章 成長力・競争力を強化する取組」「2. 民の力を引き出す制度とルール改革」「(1) 規制改革」において、「国の法令に関連する規制（通知・通達等を含む）について、各府省において平成 18 年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表するとともに、見直し基準に基づき、平成 19 年度以降必要な見直しを行う」としている。

² 文部科学省「規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧」

(http://www.mext.go.jp/a_menu/minaoshi/index2.htm) 「規制にかかわる法律一覧(Excel)」によると、著作権等管理事業法は、平成 28 年度が見直し年度（見直し周期 5 年）とされている。

(3) 本調査研究の実施方法

①検討の視点

著作権等管理事業法に関連する規制（8項目）については、「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）において定められている「規制の一定期間経過後見直し基準」³を踏まえ、検討した。

【「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」において定める「規制の一定期間経過後見直し基準」】

- (i) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- (ii) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行
- (iii) 検査の民間移行等規制方法の合理化
- (iv) 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- (v) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- (vi) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- (vii) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- (viii) 規制制定手続の透明化
- (ix) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

②意見募集（パブリックコメント）結果の参照

委員会での検討においては、平成28年5月に文化庁が実施した、著作権等管理事業法に関する意見募集（パブリックコメント）の結果を参照した。

③関係者ヒアリングの実施

著作権等管理事業法に関連する利害関係者（著作権等の管理を行う事業者、利用者、権利者）及び有識者に対し、著作権等管理事業法に関連する規制（8項目）及び同法の評価と課題について、関係者ヒアリングを実施した。

ヒアリング項目については、文化庁が実施した意見募集の結果を考慮した。

³ 「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」（平成18年12月25日規制改革・民間開放推進会議）において定められている「規制の一定期間経過後見直し基準」は、「ウ 見直しの視点」に記載。

④委員会の設置及び検討

有識者からなる検討委員会を設置し、著作権等管理事業法の評価及び課題について広く関係者の意見を集約するとともに、集約した意見を踏まえ、同法に関連する規制についての見直しの要否について検討し、同法の評価及び課題の整理を行った。

(i)「著作権等の集中管理の在り方に関する調査研究」委員会名簿（敬称略）

- ・委員長
 - 井上 由里子
一橋大学大学院国際企業戦略研究科 教授 / 法制基本問題小委員会、使用料部会委員

- ・委員
 - 大久保 直樹
学習院大学法学部 教授 / 法制基本問題小委員会委員、競争政策研究センター主任研究官
 - 上村 哲史
弁護士
 - 前田 健
神戸大学大学院法学研究科 准教授 / 法制基本問題小委員会委員
 - 紋谷 崇俊
弁護士 / 弁理士 / ニューヨーク州弁護士 / 金沢工業大学 客員教授 / 立教大学 講師 / 成蹊大学法科大学院 講師

(ii)委員会の主な議題

委員会は、全9回実施した。各回の主な議題は、以下のとおりである。

回数	主な議題
第1回	・意見募集結果に関する議論 ・関係者ヒアリング項目及び関係者ヒアリング対象選定
第2回	・関係者ヒアリング①
第3回	・関係者ヒアリング②
第4回	・関係者ヒアリング③
第5回	・関係者ヒアリング④ ・著作権等管理事業法の評価・課題・見直しの方向性に関する集中議論すべき論点の検討
第6回	・著作権等管理事業法の評価・課題・見直しの方向性に関する集中議論①
第7回	・著作権等管理事業法の評価・課題・見直しの方向性に関する集中議論②

第8回	<ul style="list-style-type: none">・その他の論点及び総括的なまとめ・報告書骨子（案）の検討
第9回	<ul style="list-style-type: none">・報告書（案）の検討

2. 意見募集（パブリックコメント）

(1) 意見募集の実施

文化庁においては、平成 28 年 5 月 24 日から同年 7 月 1 日までの期間、以下の項目を対象に、著作権等管理事業法に関する意見募集を実施した。

著作権等管理事業法に関連する規制について、提出された意見の総数は 146 件であった。

【意見募集の具体的内容】

- ア. 著作権等管理事業の登録（第 3 条）
- イ. 登録事項の変更の届出（第 7 条第 1 項）
- ウ. 著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第 8 条第 2 項）
- エ. 著作権等管理事業者の廃業の届出（第 9 条）
- オ. 管理委託契約約款の届出（第 11 条第 1 項前段）
- カ. 管理委託契約約款の変更の届出（第 11 条第 1 項後段）
- キ. 使用料規程の届出（第 13 条第 1 項前段）
- ク. 使用料規程の変更の届出（第 13 条第 1 項後段）
- ケ. その他

(2) 意見募集の結果⁴

①著作権等管理事業の登録（第 3 条）

（登録）

第三条 著作権等管理事業を行おうとする者は、文化庁長官の登録を受けなければならない。

「著作権等管理事業の登録（第 3 条）」については、規制緩和を求める意見はなかった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、現状の登録制を維持すべきという意見、登

⁴ 文化庁長官官房著作権課 「著作権等管理事業法に関する意見募集の結果について」（平成 28 年 8 月 29 日）より抜粋。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185000833&Mode=2>

録要件の厳格化を求める意見、登録制から許認可制への移行を求める意見、著作権等管理事業法の適用対象となる事業者の範囲(定義)の拡大を求める意見があった。

具体的には、現状の登録制を維持すべきとする意見は、協議の仕組みが適切に機能することを前提に、登録制そのものをより規制緩和するまでの事情は見当たらないことを理由に挙げている。

登録要件の厳格化を求める意見、登録制から許認可制への移行を求める意見としては、著作権等管理事業者としての適格性・資質、事業運用することができる監査体制をより確実に担保しうる制度とすることが必要であることを理由に挙げている。また、規制の厳格化の観点から、文化庁長官によりすべての登録済み著作権等管理事業者に対して、毎年監査を行うべき、とする意見もあった。

著作権等管理事業法の適用対象となる事業者の範囲(定義)の拡大を求める意見については、一任型(利用の許諾に際して受託者が使用料の額を決定することとされている管理形式)の著作権等管理事業者に委託している権利者以外の権利については、その所在が分かりにくくなっており、著作権等管理事業法の目的である著作物等の利用の円滑化を阻害する一因となっていることが理由に挙げられている。また、特に、非一任型の管理事業(利用の許諾に際して委託者が使用料の額を決定することとされている管理形式。以下、「非一任型管理事業」という。)は著作権等管理事業法の規制を受けないことから、一任型に近似する管理形式の事業者については、何らかの形で規制を及ぼし文化庁による監督の対象とすべきではないかとの意見もあった。

②登録事項の変更の届出(第7条第1項)

(変更の届出)

第七条 著作権等管理事業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

「登録事項の変更の届出(第7条第1項)」については、軽微な変更に係る届出期間の緩和を求める意見があった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、登録事項の変更を許認可制にすべき、著作権等管理事業者の登録内容の届出を怠った場合や齟齬がある場合に罰則規定を設けるべきとする意見があった。

具体的には、届出期間の緩和を求める意見は、届出事由が発生した日から2週間以内に届出を行う必要がある一方、添付書類として必要となる社員総会議事録の作成や議事録署名人や各理事の押印にかなりの時間を要すること、同様に必要となる登記事項証明書等の取得に時間がかかることから、2週間以内で添付書類をすべて整えることを理由に挙げている。

登録事項の変更を許認可制とするよう求める意見は、取り扱う著作物等の種類及び著作物等の利用方法のような重大な変更が含まれている場合もあることから、単

なる届出ではなく、より強い規制を導入することが望ましいとの理由を挙げている。

著作権等管理事業者が登録内容の変更の届出を怠った場合や変更内容に事実関係と齟齬がある場合に、罰則規定を設けるべきとする意見は、著作権等管理事業者の登録情報は、利用者が著作物を利用する際に、利用申込・利用実績報告・使用料支払いなどの手続を行うための重要な指標であり、その正確性が担保されないと著作物の利用が不可能となるおそれがあることを理由に挙げている⁵。

③著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第8条第2項）

（承継）

第八条

- 2 前項の規定により著作権等管理事業者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

「著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第8条第2項）」について、規制緩和を求める意見はなく、現状維持を求める意見があった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、地位の承継によって事業規模の拡大が生じた場合には、法第23条第1項に規定する指定著作権等管理事業者（以下「指定管理事業者」という。）として指定することの要否やその範囲について見直しを実施すべきとする意見があった。

具体的には、現状維持とする意見は、届出を求める本項の規定は妥当なものであることを理由に挙げている。また、地位の承継による事業規模の変更や事業者の範囲拡大に応じて指定管理事業者の範囲の拡大と見直しを実施すべきとする意見は、事業の譲渡あるいは合併によって当該著作権等管理事業が取り扱う著作物等の範囲が大きく拡大することも想定され、その場合には承継の届出がなされた時点で、指定管理事業者として新たに指定すべき利用区分がないか確認をすべきである、ということも理由に挙げている。

④著作権等管理事業者の廃業の届出（第9条）

（廃業の届出等）

第九条 著作権等管理事業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

- 一 合併により消滅したとき 消滅した法人を代表する役員であった者
- 二 破産手続開始の決定を受けたとき 破産管財人
- 三 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散（人格のない社団にあっては、解散に相当する行為）をしたとき 清算人（人格のない社団にあっては、清算人）

⁵ もっとも、この点に関しては、法第29条及び第30条において既に罰則規定が設けられている。

ては、代表者であった者)

四 著作権等管理事業を廃止したとき 著作権等管理事業者であった法人(人格のない社団を含む。)を代表する役員

「著作権等管理事業者の廃業の届出(第9条)」については、規制緩和を求める意見はなく、現状維持を求める意見があった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、廃業した旨の公示や主たる利用者への廃業通知の義務付けを求める意見、著作権等管理事業の廃業による混乱を防止し、管理著作物の円滑な利用を担保する制度を設けるべきとする意見があった。

具体的には、現状維持を求める意見は、届出を求める本項の規定は妥当なものであるということを理由に挙げている。

著作権等管理事業を廃業した旨の公示を求める意見は、廃業の届出について、利用者等の一般国民が当該事実を速やかに了知するに十分な対応が制度上担保されていないということを理由に挙げている。また、主たる利用者への廃業通知義務付けを求める意見は、著作権等管理事業者が著作権等管理事業を廃業したことに利用者が気付かず、不安定な契約関係が継続してしまうおそれがあることが理由に挙げられている。

このほか、著作物等の利用の安定的な継続を確保するため、廃業する著作権等管理事業者が管理する著作物の新たな管理方法が決定するまでは、廃止・廃業前の著作権等管理事業者による使用条件を継続しているとみなす制度を設けるべき、という意見もあった。

⑤管理委託契約約款の届出(第11条第1項前段)

(管理委託契約約款)

第十一条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した管理委託契約約款を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 管理委託契約の種別(第二条第一項第二号の委任契約であるときは、取次ぎ又は代理の別を含む。)
- 二 契約期間
- 三 収受した著作物等の使用料の分配の方法
- 四 著作権等管理事業者の報酬
- 五 その他文部科学省令で定める事項

「管理委託契約約款の届出(第11条第1項前段)」については、規制緩和を求める意見はなく、現状維持を求める意見があった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、著作権等管理事業者と委託者の管理委託契約の期間に下限を設けるべきという意見、管理委託契約約款を届出制から許認可制へ移行すべきとする意見、利用者代表との協議合意の義務化を求める意見があった。

具体的には、現状維持を求める意見は、管理事業の透明性を確保する観点から、管理委託契約約款を届出させ、第 15 条の規定に基づき当該管理委託契約約款の公示が行われることにより、多くの人が容易に閲覧できる状況を作ることが重要であるため、現状の規制を維持すべきということを理由に挙げている。

管理委託契約約款を届出制から許認可制へ移行するよう求める意見は、重大な変更が行われうるので、単なる届出だけでなく許認可制の対象とすべきことを理由に挙げている。

また、著作権等管理事業者と委託者の管理委託契約の期間等に下限を設けるべきという意見は、委託の契約期間及び中途解約について何ら規制がなければ、著作権者はいつでも任意に著作権等管理事業者を変更でき、それら著作物等の利用を継続すると違法となってしまう懸念があるということを理由に挙げている。

利用者代表との協議合意の義務化を求める意見は、利用者にとって不利な管理委託契約約款の届出により、著作物利用に支障が発生し、著作物の円滑な流通が阻害されるおそれがあることを理由に挙げている。

⑥管理委託契約約款の変更の届出（第 11 条第 1 項後段）

（管理委託契約約款）

第十一条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した管理委託契約約款を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 管理委託契約の種別（第二条第一項第二号の委任契約であるときは、取次ぎ又は代理の別を含む。）
- 二 契約期間
- 三 収受した著作物等の使用料の分配の方法
- 四 著作権等管理事業者の報酬
- 五 その他文部科学省令で定める事項

「管理委託契約約款の変更の届出（第 11 条第 1 項後段）」については、規制緩和を求める意見はなく、現状維持を求める意見があった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、管理委託契約約款の変更を届出制から許認可制へ移行すべきとする意見、利用者代表との協議合意の義務化を求める意見が挙げられている。

具体的には、⑤「管理委託契約約款の届出（第 11 条第 1 項前段）」同様、管理事業の透明性を確保する観点から、管理委託契約約款の変更の届出を義務付け、第 15 条の規定に基づき当該管理委託契約約款の公示が行われることにより、多くの人が容易に閲覧できる状況を作ることが重要であるため、現状の規制を維持すべきという意見があった。

管理委託契約約款の変更を届出制から許認可制へ移行する意見は、重大な変更が

行われうるので、単なる届出だけでなく許認可制の対象とすべきことを理由に挙げている。

利用者代表との協議合意の義務化を求める意見としては、「管理委託契約約款の届出（第 11 条第 1 項前段）」同様、利用者にとって不利な管理委託契約約款の変更の届出により、著作物利用に支障が発生し、著作物の円滑な流通が阻害されるおそれがあることが理由に挙げられている。

⑦使用料規程の届出（第 13 条第 1 項前段）

（使用料規程）

第十三条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した使用料規程を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 文部科学省令で定める基準に従い定める利用区分（著作物等の種類及び利用方法の別による区分をいう。第二十三条において同じ。）ごとの著作物等の使用料の額
- 二 実施の日
- 三 その他文部科学省令で定める事項

「使用料規程の届出（第 13 条第 1 項前段）」については、規制緩和を求める意見はなかった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、第 23 条第 2 項に規定する使用料規程の内容に係る協議・裁定を求めることができる利用者代表の要件の見直しを求める意見、使用料規程の届出制から許認可制への移行を求める意見、第 13 条第 2 項に基づく利用者への意見聴取・利用者との合意・利用者との協議を義務化すべきとする意見、指定管理事業者以外の著作権等管理事業者（以下、「一般管理事業者」という。）にも第 23 条及び第 24 条に規定する協議・裁定制度を導入すべきとする意見、著作権等管理事業法施行規則（平成 13 年文部科学省令第 73 号。以下「規則」という。）第 16 条第 2 項に基づき利用者代表適格性の疎明資料を一度提出したらその後の提出を免除すべきとする意見、届出に係る使用料規程の全文公表を義務化すべきとする意見、使用料規程の実施禁止期間を見直すべきとする意見、利用者代表の前提となる法第 23 条の利用区分を見直すべきとする意見、法第 13 条第 2 項の使用料規程に係る意見聴取についての指針を策定すべきとする意見、意見聴取手続の不備に関して利用者から文化庁に対して申立てをできるようにすべきとする意見、使用料規程届出後に文化庁長官による適切な監督を明文化すべきとする意見があった。

具体的には、使用料規程の内容に係る協議・裁定を求めることができる利用者代表の要件の見直しを求める意見には、利用者比率や使用料比率の要件のみでは、いずれの利用者も利用者代表としての適格性を満たさない場合も想定されうるため、利用者代表の要件の変更や複数の利用者代表に適格性を認めるなどの措置が必要であることを理由に挙げている。

使用料規程の届出制から許認可制への移行を求める意見は、使用料規程については届出制ではなく、利用者団体の意見が反映されていることを文化庁が確認した上の認可する制度に改めるべきとの趣旨のものである。

利用者への意見聴取・利用者との合意・利用者との協議を義務化すべきとする意見は、利用者からの意見聴取が努力義務であることにより、利用者が著しく不利になるような不合理な使用料規程を強行的に提出されることへの懸念、意見聴取が努力義務に留まっているため、利用者への意見聴取の実効性が担保されていないこと、関連する裁判例によって示された解釈論⁶に沿って対応すべきこと等を理由に挙げている。

一般管理事業者にも協議・裁定制度を導入すべきとする意見に関しては、著作物等の利用にあたっては、他の著作物等で代替できない場合や網羅的に著作物等を利用しなければならない場合には、当該利用区分のシェアの低い一般著作権等管理事業者であっても、指定管理事業者と同様に、使用料規程に係る協議や裁定に応じることが求められるべきであることを理由に挙げている。

利用者代表適格性の疎明資料を一度提出したらその後の提出を免除すべきとする意見、指定管理事業者が法第 23 条第 2 項に基づき利用者代表として認めて協議を行っていた者が、法第 23 条第 4 項の申し出を行う場合に、あらためて利用者代表であることの疎明を求めることは、それまで利用者団体としての適格性を認めていたことと矛盾し妥当ではないことを理由に挙げている。

届出に係る使用料規程の全文公表を義務化すべきとする意見は、届出後遅滞なく「使用料規程の概要」を公表すべきことが法第 13 条第 3 項によって定められているが、利用者代表が真に協議を求めるべき部分が概要に含まれない可能性があることから、概要とともに届出に係る使用料規程の全体についても、公表すべきであるということを理由に挙げている。また、届出に係る使用料規程の公表に関しては、法第 13 条第 3 項では使用料規程の概要公開を「遅滞なく」と定めるに留まっているものを、利用者の保護の観点から、その期限を明文化すべきとの意見もあった。

使用料規程の実施禁止期間を見直すべきとする意見は、届出後の使用料規程の協議プロセスにおいて、十分な協議期間を確保する観点から、協議請求通知書を受領した場合に文化庁が設定できる実施禁止期間を、実質的に延長することが必要であるということを理由に挙げている。

利用者代表の前提となる利用区分を見直すべきとする意見は、利用形態の多様化の流れに沿い、著作物等の種類や利用方法の別だけではなく、コンテンツの種別等に応じて区分できるようにするなど、柔軟な対応が求められることを理由に挙げている。

使用料規程に係る意見聴取について指針を策定すべきとする意見は、利用者と権

⁶ 知財高裁平成 24 年 2 月 14 日判決（平成 22 年（ネ）第 10024 号損害賠償請求控訴事件）において「同条〔著作権等管理事業法第 13 条第〕2 項所定の義務が形式的には努力義務にすぎないとしても、著作権等管理事業者が利用者から相当額の著作権使用料を徴収する以上は、その使用料規程につき、利用者との協議を経て、その内容を通知させ、さらには利用者の納得を得る必要があると解すべき」とした旨を引用して意見が出されている。

利用者の間で使用料規程について最終的な合意をみることが難しい局面が多く、意見聴取の期間がいたずらに長期化することを避けるため、意見聴取手続を円滑に行う必要があるということを経由に挙げている。

意見聴取手続の不備に対する利用者からの申立てを明文化すべきとする意見は、利用者からの通報に関する明文規定がないため、意見聴取努力義務を尽くさず出された使用料規程届に対抗する利用者の手段が不明確であることを理由に挙げている。

また、著作権等管理事業者によって使用料規程が恣意的に運用されないように、届出後も文化庁による適切な監督が行われるべきとの意見も挙げられている。

⑧使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）

（使用料規程）

第十三条 著作権等管理事業者は、次に掲げる事項を記載した使用料規程を定め、あらかじめ、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 一 文部科学省令で定める基準に従い定める利用区分（著作物等の種類及び利用方法の別による区分をいう。第二十三条において同じ。）ごとの著作物等の使用料の額
- 二 実施の日
- 三 その他文部科学省令で定める事項

「使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）」については、規制緩和の観点から、使用料規程の軽微な修正について届出の緩和を求める意見があった。

他方で、規制緩和以外の観点からは、使用料規程の内容に係る協議・裁定を求めることができる利用者代表の要件の見直しを求める意見、使用料規程の届出制から許認可制への移行を求める意見、利用者への意見聴取・利用者との合意・利用者との協議を義務化すべきとする意見、一般管理事業者にも協議・裁定制度を導入すべきとする意見、利用者代表適格性の疎明資料を一度提出したらその後の提出を免除すべきとする意見、届出の変更に係る使用料規程の全文公表を義務化すべきとする意見、使用料規程の実施禁止期間を見直すべきとする意見、利用者代表の前提となる利用区分を見直すべきとする意見、使用料規程に係る意見聴取についての指針を策定すべきとする意見、意見聴取手続の不備に対する利用者からの申立てを明文化すべきとする意見があった。

具体的には、使用料規程の軽微な修正に係る届出の緩和を求める意見は、使用料の額その他の実質的な内容に影響を及ぼさない表記の変更（漢字と平仮名の使い分けや送り仮名の付け方の統一、条項番号の変更、用語の統一等）についてまで、意見聴取を義務付けることは合理的ではないということを経由に挙げている。

この他の意見については、⑦使用料規程の届出（第13条第1項前段）で示されたものと同様である。

⑨その他

上記のほか、規制緩和以外の観点から、各著作権等管理事業者が非一任型として管理している著作物等の情報について明示する義務を法定すべきという意見や、非一任型管理事業を禁止すべきという意見、管理事業の窓口や情報を一本化すべきという意見、著作権等管理事業者に対し使用料徴収額や分配額の公開を求める意見、著作権等管理事業者間の統一ルール作成を求める意見、悪意で管理権を有しない著作物等に対し使用料請求を行った著作権等管理事業者に対し制裁を課すべきという意見、使用料規程の裁定に係る審議について、独立性の担保や専門家の招聘を求める意見、放送に関する支分権管理を一つの著作権等管理事業者に集中することを求める意見、利用の許諾を拒否する場合の理由について文化庁や第三者機関による監査を求める意見などもあった。

具体的には、各著作権等管理事業者が非一任型管理としている著作物等の情報を明示する義務を法定するべきとする意見は、一つの著作物であっても、支分権ごとに一任型・非一任型と管理状況が異なることはよくあり、その場合に、どの支分権・利用形態であれば非一任型管理に該当するのかを利用者において明確に区別できるように手当てを行う必要があるということを理由に挙げている。

非一任型管理事業を禁止すべきとする意見には、非一任型管理事業者を通じて使用料の額について委託者と個別に交渉しなければならないというのでは、管理事業者が窓口となるという点において一任型管理と変わることがないにもかかわらず、一任型管理であるか非一任型管理であるかによって権利処理の手法が大きく異なることとなり、利用者に混乱を招くことを理由に挙げている。

管理事業の窓口の一本化や情報の集約を図るべきとする意見は、複数の著作権等管理事業者が存在する場合、実質的には後発の事業者による追加的な徴収が生じるおそれがあり、二重徴収、三重徴収の結果を招くことにもなりかねないといった懸念があることや、利用者は利用したい著作物等の委託をどの著作権等管理事業者が受けているか否かの確認に相当の労力を要していることから、複数の著作権等管理事業者の管理著作物等に関する情報が統合的に整備されたデータベースや共通管理番号を導入し、利用者が著作物等を利用しやすい環境を整えるべきであるということなどを理由に挙げている。

著作権等管理事業者に対し使用料徴収額や分配額の公開を求める意見は、利用者及び著作権者が著作権等管理事業の実施実績を評価するために有益であることなどを理由に挙げている。

著作権等管理事業者間の統一ルール作成を求める意見は、適正な競争環境を構築するためには、管理事業の根幹に関わる基本ルールについて、オープンな話し合いを行ったうえで統一ルールを策定することが必要であることを理由に挙げている。

管理権を有しない著作物等の利用に対し悪意で使用料請求を行った著作権等管理事業者に対し制裁を課すべきとする意見は、著作権等管理事業に係る制度は、悪質な著作権等管理事業者の出現を許容しない制度である必要があることを理由として

挙げられている⁷。

使用料規程の裁定に係る審議の独立性の担保や専門家の招聘を求める意見は、審議の客観性・公平性・透明性等を確保することの必要性を理由に挙げている。

放送に関する支分権を一つの著作権等管理事業者に委託することを求める意見は、放送と通信の融合が言われ放送コンテンツの利用円滑化が求められる中、支分権単位で著作物等を管理することは、コンテンツの円滑な権利処理を阻害する要因になっていることを理由に挙げている。

利用の許諾を拒否する場合の理由について文化庁や第三者機関による監査を求める意見は、著作物等の利用にあたっては、他の著作物等では代替できない場合もあり、許諾拒否の正当な理由が存在するかは重要であることから、監査体制の構築が必要であることを理由に挙げている。

⁷ この点について、現行制度においても、このような行為が行われた場合に業務改善命令等による措置が可能であり、また、民事的制裁の可能性が考えられることから、悪意の著作権等管理事業者の出現を許容しない制度であると考えられる。

3. 関係者ヒアリング

(1) 関係者ヒアリングの実施方法

①関係者ヒアリング項目

意見募集を踏まえ、主に以下の点について関係者（著作権等の管理を行う事業者、利用者、権利者、有識者）を対象に関係者ヒアリングを実施した。

【関係者ヒアリング項目】

分類	関係者ヒアリング項目
①管理事業に対する国の関与の強化(管理事業の規制強化)	(i) 著作権等管理事業を許認可制に移行することについて
	(ii) 著作権等管理事業の登録要件を厳格化することについて (法第6条の登録拒否要件に関して、資本金の下限を設定・営業保証金の供託を義務付ける、管理著作物や業務体制等についての要件を加える等)
	(iii) 非一任型管理事業を禁止することについて
	(iv) 非一任型管理事業者も含め、著作権等管理事業法の規制の対象とすることについて
	(v) 管理事業を一本化することについて (著作物に統一番号を付す、権利情報を集約したデータベースを構築する、徴収窓口を一本化する、使用料規程や管理委託契約約款について業界統一ルールを作る等)
②使用料規程の決定方法	(i) 使用料規程の決定に利用者の合意を義務づけることについて
	(ii) 法第23条に基づく使用料規程の届出に係る利用者代表との協議応諾義務を一般管理事業者に課すことについて (一般管理事業者についても、使用料規程の届出がなされた場合に、利用者代表が当該使用料規程について協議を求めれば応じなければならないこととする)
	(iii) 一般管理事業者に対して法第24条に基づく使用料規程に係る裁定制度を導入することについて (一般管理事業者についても、使用料規程に係る協議が整わなかった場合に、利用者代表が文化庁長官による裁定を申請することができるようにする)
③利用者代表の決定方法	利用者代表の前提となる法第23条第1項の利用区分や同条第2項の利用者代表の要件を見直すことについて(利用区分の細分化や、コンテンツの種類による区分の導入等)

④権利者との管理委託 契約について	一定期間は契約解除できないようにして権利者の委託先の選択を制限することについて
⑤情報公開	(i) 使用料徴収額、分配額の公表を義務付けることについて
	(ii) 管理著作物の情報の公開を義務付けることについて
⑥その他	その他現行制度の問題点

②関係者ヒアリング実施方法、期間

(i)関係者ヒアリング実施方法

関係者ヒアリング対象者に対して、個別に、委員会委員との対面による聞き取る方法により実施した。ただし、一部対象者に対しては、事務局の電話による聞き取り、又は書面による回答依頼により調査を実施した。

(ii)関係者ヒアリング実施期間

- ・ 関係者ヒアリング開始日：平成 28 年 9 月 13 日
- ・ 関係者ヒアリング終了日：平成 28 年 10 月 11 日

③関係者ヒアリング対象者

ヒアリング対象者は、以下のとおりである。

- ・ 著作物等の管理を行う事業者（9 者）
 - 分野（音楽、言語、美術、写真、等）
 - 管理事業形態（一任型（指定・一般）、非一任型）
- ・ 利用者（5 者）
 - 分野（音楽、言語、美術、写真、等）
 - 利用方法（放送、公衆送信、複製等）
- ・ 権利者（1 者）
 - 著作権者を会員とする団体
- ・ 有識者（1 者）
 - 著作権法及び著作権関連法務の有識者（弁護士）

(2) 関係者ヒアリング結果⁸

①管理事業に対する国の関与の強化（管理事業の規制強化）

(i)著作権等管理事業を許認可制に移行することについて

(a)関係者へのヒアリング項目

意見募集において、著作権等管理事業を登録制から許可制へ移行するなど規制の強化を求める意見がある一方、利用者と著作権等管理事業者との間で協議を行う仕組みが適切に機能することを前提に、現状の登録制を維持すべきという意見があった。この点を踏まえ論点整理を行い、関係者に対してヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

著作権等管理事業、使用料規程、管理委託契約約款について、現行の登録制を維持すべき、又は条件付きで維持すべきという意見があった。一方、一部利用者からは、許認可制への移行を求める意見があった。

具体的には、現行の登録制度を維持すべきとする意見については、競争原理の有効性と法の定着の安定期に入っていること、著作権等の流通の促進を図るという著作権等管理事業法の趣旨からすると登録制を維持すべきであること等が理由に挙げられている。また、許認可制に移行した場合の問題点として、現状より登録や登録内容の変更の手続きにかかる時間が長期化し権利者及び利用者に対する柔軟な対応が困難となり、利用と権利保護のバランスが失われるおそれがあること、参入規制は行政庁の裁量の余地をできる限り少なく、登録に関して客観的で明確な基準を有するものが望ましいことが指摘された。さらに、著作権等管理事業者の登録基準を明確に示すこと等の条件付きで現行制度を維持すべきとする意見もあった。

一方、許認可制に移行すべきという意見は、現行法上、著作権等管理事業者が虚偽の申請や説明を行った場合でも著作権等管理事業者に対する厳重な処罰や利用者に対する救済措置が担保されていないこと⁹、等が理由に挙げられている。また、許認可制とした場合の審査については、著作権等管理事業を現実に運営遂行することができる体制が整っているか否かを審査し、基準に満たない事業者には著作権等管理事業の運営を禁止すべきとする意見があった。さらに、許認可制に移行する場合には、許認可の要件、手順、審査基準等を定めるべきだが、著作権等管理事業者間の競争の観点から、ある特定の事業者しか許認可を受けられないような基準ではな

⁸ 関係者ヒアリング結果については、「巻末資料」を参照。

⁹ 実際には、登録にあたって虚偽の申請を行った場合には法第6条第1項により登録は拒否される。また、虚偽の申請に基づき登録を受けた場合には、法第21条第1項第2号に基づき、文化庁長官は登録の取消し等の措置を講じることができる。この場合には、法第29条に基づき百万円以下の罰金に処せられることとなる。

く、できる限り広く、多くの事業者が許認可を受けられるような基準にすべきであるとする意見があった。

(ii)著作権等管理事業の登録要件を厳格化することについて

(a)関係者へのヒアリング項目

意見募集において、登録要件の厳格化を求める意見があった。この意見を踏まえ、著作権等管理事業者の資本状況を登録要件に加える、資本金の下限を設定・営業保証金の供託を義務付けること、等について、関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

条件付きで現行制度を維持すべきという意見があった一方、登録要件を厳格化すべきという意見があった。

具体的には、現状維持を求める意見は、文化庁長官により適切な監督が行われることで著作権等管理事業者の業務執行の適正性を担保することが可能であり、かかる監督権限が適切に行使されるのであれば厳格化は不要であること、実質的な管理体制のない著作権等管理事業者の登録を避けるために一定の要件は必要と思われるが、現状の登録要件に特段追加する必要はないこと等を理由に挙げている。

登録要件を厳格化すべきとする意見に関しては、規制強化によって実質的に活動していない著作権等管理事業者を選別することが可能となり法的安定性の確保に資することが理由に挙げられている。

どのように厳格化するかについては、新規に登録する事業者が登録に値するか、利用者から意見を聴取する仕組みを求める意見があった。

一方、著作権等管理事業者の資本状況を登録要件に加えることについては、その登録要件が過度な負担にならないよう配慮する必要があるという意見があった。また、登録要件に資本金の下限を設定すべきという意見に対しては、資本金と著作物等管理事業者としての管理能力に相関があるわけではないとの意見があった。

(iii)非一任型管理事業を禁止することについて

(a)関係者へのヒアリング項目

非一任型管理事業を禁止することの要否及び禁止することによる影響について、関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

主に管理事業者から非一任型管理事業を禁止すべきではない（現行制度を維持す

べきである)、また非一任型管理事業の禁止は現実的ではないという意見があった。一方、主に利用者から非一任型の管理事業を禁止すべきという意見があった。

非一任型管理事業を禁止すべきでないとする意見については、非一任型の管理事業を禁止とすると使用料を自らの意思によって決定することを望む権利者は個別管理で対応せざるを得ず、結果として許諾申請窓口が分散して利用者の利便性が損なわれ、著作物の流通が制限される事態が想定されること、非一任型の管理事業の禁止は著作者の意思を軽視するものであることが理由に挙げられている。また、著作物の利用条件は個別に判断することが慣例となっている著作物等の分野や利用形態も存在することから、禁止された場合には対応が困難になるという意見もあった。

一方、非一任型管理事業を禁止すべきとする意見については、一任型で管理委託されることにより簡便な利用契約が可能となり利用の円滑化が期待されること、利用者の納得できない高い使用料率を設定されてしまい著作物等の利用ができなくなる恐れがあること等が理由として挙げられている。

(iv)非一任型管理事業者も含め、著作権等管理事業法の規制の対象とすることについて

(a)関係者へのヒアリング項目

著作権等管理事業法は一任型管理事業のみを規制の対象としているが、非一任型管理事業までも規制の対象とすべきか否かについて、関係者ヒアリングを実施した。

また、非一任型の管理事業を行っている管理事業者及び非一任型管理事業者に権利を委託している権利者に対しては、非一任型の業務形態を維持する理由についてもヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

非一任型管理事業を著作権等管理事業法の規制の対象とすることについて、主に著作権等管理事業者から反対の意見が、利用者からは賛成する意見があった。

具体的には、非一任型管理事業は引き続き規制の対象外とすべきとする意見に関して、非一任型管理事業が規制の対象とされた場合、権利者が自由に許諾条件を決定できる非一任型管理事業の実施に萎縮効果が働く恐れがあること、権利者・利用者双方の多様な要望に答えられなくなること、利用者との使用料合意に至るまでに相当の期間・コストを要すること、長年の委託者による指値での使用料決定という慣行が醸成されているので禁止した場合に業界に混乱をもたらすことが理由に挙げられている。

一方、非一任型管理事業を規制対象にすべきとする意見については、非一任型管理事業者により管理される著作物等は、権利処理の窓口や条件がわかりにくく著作物等の円滑な利用と文化の発展を阻害する一因となっていること、著作物等の管理が一任型から非一任型に変更されることにより利用者の経済的負担が増えること等が理由として挙げられている。また、非一任型管理事業の禁止が困難な場合、少な

くとも著作権等管理事業法の規制対象としてほしいとの意見もあった。

(v) 管理事業を一本化することについて

(a) 関係者へのヒアリング項目

使用料の徴収窓口を一本化することの要否、著作物等に共通番号を付すなど統一ルールを形成することの影響及び実現可能性、使用料規程や管理委託契約約款について統一ルールを形成することの要否、権利情報を集約したデータベースを構築することの要否等について、関係者ヒアリングを実施した。

(b) 関係者ヒアリングの回答

使用料の徴収窓口、使用料規程及び管理委託契約約款の一本化や統一ルールを形成することについては、コスト面や実現可能性の観点から否定的な意見があった。一方、データベースや徴収窓口の管理業務については、一本化を行うべきとする意見があった。また、事業の根幹となる統一ルールを著作権等管理事業者間で作成するための会議の場を設けることを要望する意見があった。

具体的には、使用料の徴収窓口、使用料規程及び管理委託契約約款を一本化することに否定的な意見は、著作権等管理事業法の制度趣旨にそぐわないこと、管理コストが高騰することが懸念されること、多様な権利者が存在するため統一ルールの形成には相応の時間とコストがかかることが懸念されること、音楽以外の分野に広げることは現実的に厳しいことを理由に挙げている。

また、現状では各事業者が利用者向けに提供している管理著作物に関する情報の程度に差があるので、提供する方法や情報量を優先的に統一するべきという意見もあった。

一方、データベースや徴収窓口の一本化を行うべきとする意見については、著作権等管理事業者の定める利用者からの利用実績に関する報告フォーム等の共通化（管理事業者間の競争を損なわない範囲内の一本化）は利用者の手間が軽減されるため有益であること、使用料の二重徴収、三重徴収の懸念の改善が期待できること、利用者の利便性（事務処理の手間の軽減）向上が期待できることが理由として挙げられている。また、複数の著作権等管理事業者の管理著作物の一覧にアクセスすることなく権利情報や権利の所在を一括検索するためのデータベースの構築を積極的に進めるべきとする意見もあった。一方、使用料の総額が変わらず、使用料の徴収がきちんと行われるというのであれば、使用料の徴収窓口の一本化は必要ないとする意見もあった。

また、役務提供の相手方との取引の条件について競争事業者間で協議することは、競争法に抵触するおそれがあるため、文化庁が公正取引委員会と協議した上で、具体的なガイドラインを示すなどの環境整備を進め、事業の根幹となる統一ルールを著作権等管理事業者間で作成するための会議の場を設けることを要望する意見があ

った。

②使用料規程の決定方法

(i)使用料規程の決定に利用者の合意を義務づけることについて

(a)関係者へのヒアリング項目

意見募集において、使用料規程の届出にあたって必要となる意見聴取の努力義務を、利用者との合意形成義務に変更すべきとの意見があった。これらの意見を踏まえ、関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

使用料規程に係る利用者からの意見聴取について、主に著作権等管理事業者から、努力義務を維持すべきとする意見があった。一方、主に利用者から、意見聴取の努力義務から合意形成義務へ移行すべきとする意見があった。

具体的には、意見聴取の努力義務を維持すべきとする意見については、合意形成を義務化した場合、時宜にかなった使用料規程の新設・変更が困難になり利用者ニーズに対応できない事態が想定されること、後発の事業者には大きなハードルになり新規参入がより困難になること、合意形成を義務とした場合なかなか合意に至らず著作権等管理事業を開始できないなどの問題が生じること、合意に至るまで使用料規程の届出ができない制度を採ると交渉過程において利用者側にのみ有利に働くこととなり権利者の利益の保護の観点から問題があること、コストと時間の増幅により事務的負担が増加すること等が理由として挙げられている。

一方、現状の努力義務から合意形成義務へ移行すべきとする意見については、合意が前提であれば著作権等管理事業者が利用者に対し対等の立場で協議に臨むことが期待されること、一般管理事業者については利用者の意見を反映できるほぼ唯一のプロセスであることから、より強力な義務を著作権等管理事業者に課すべきであること、著作権等管理事業者と利用者との損害賠償訴訟¹⁰において、法第13条第2項の意見聴取については「形式的には努力義務にすぎないとしても、著作権等管理事業者が利用者から相当額の著作権使用料を徴収する以上は、その使用料規程につき、利用者との協議を経て、その内容を周知させ、さらには利用者の納得を得る必要があると解すべき」との判断が示されており、当該解釈に基づく運用が行われるように、利用者の納得が得られていない使用料規程の届出を文化庁長官が拒否できる制度に変更すべきであること等が理由として挙げられている。

また、協議の実施について、文化庁による監督の強化を求める意見もあった。

¹⁰ 知財高判平成24年2月14日判決（平成22年(ネ)第10024号）

(ii)一般管理事業者に対して使用料規程の届出に係る協議に応じる義務を課すことについて

(a)関係者へのヒアリング項目

意見募集において、一般管理事業者への協議応諾義務に関する意見があった。一般管理事業者に対して使用料規程の届出に関する協議への応諾義務を課した場合の影響、協議応諾義務を課すことの要否等、これらの意見を踏まえ、関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

使用料規程届出に関する協議応諾義務を一般管理事業者にも課すことについて、一般著作権等管理事業者から、現行制度を維持すべきという意見、協議応諾を義務化すべきとする意見の両論があった。

具体的には、現行制度を維持すべきとする意見は、使用料額のシェアの高い著作権等管理事業者以外に協議応諾義務を課すことは利用者の利益に偏向するおそれがあること、指定管理事業者制度の拡大となり著作権等管理事業法の制定趣旨にそぐわないこと、協議が長期化し使用料規程の実施開始が遅れてしまい、使用料徴収の時期が不透明になること、著作物利用が滞り結果的に権利者・利用者双方の不利益を生じかねないこと等を理由に挙げている。また、これらの理由は著作権等管理事業者の新規参入を阻害するものであるとの意見もあった。

一方、協議応諾を義務化すべきとする意見については、著作物は代替性が低く、また指定管理事業者と一般管理事業者は著作物を管理している点において変わりないので利用者に及ぼす影響力は同等であること、一般管理事業者にも協議応諾義務を課すことで著作権管理事業における透明性、公正性、信頼性の向上が期待できること等が理由として挙げられている。

(iii)一般管理事業者の使用料規程に係る裁定制度を導入することについて

(a)関係者へのヒアリング項目

意見募集において、一般管理事業者の使用料規程について裁定制度を導入することを求める意見があった。この意見を踏まえ、一般管理事業者に対して使用料規程の協議に係る裁定制度を導入することの要否及び導入した場合の影響について関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

一般管理事業者に対する裁定制度の導入については、一般管理事業者から現行制

度を維持すべきという意見があった。一方、指定管理事業者、利用者、有識者からは、裁定制度を導入すべきとする意見や監督官庁の監督権限に基づく指導を求める意見があった。

具体的には、現行制度を維持すべきとする意見については、一般管理事業者は利用者代表からの協議に応じる義務はないため裁定制度のみを導入する根拠は希薄であること、自らの作品にどのような価値をつけるかは最終的に著作権者の意思に委ねるべきであり行政の介入は最小限にとどめるべきことが理由に挙げられている。

一方、一般管理事業者に対して裁定制度を導入すべきとする意見については、一般管理事業者に対して協議応諾義務を課した場合に協議の実効性を確保するためには、裁定制度が置かれていることが不可欠であること、文化庁が主導する制度を導入することにより管理がスムーズになると期待されること、代替性の低い著作物を持つ著作権等管理事業者に対して行政が介入すべき場合があると考えられることが理由として挙げられている。また、利用者からの意見聴取を義務化するよりも合理的であるとする意見、行政指導など一般的監督権限に基づいて管理事業者に対する文化庁の監督権限の強化を求める意見もあった。

③利用者代表の決定方法

(i)利用者代表の前提となる利用区分や利用者代表の要件を見直すことについて(利用区分の細分化や、コンテンツの種類による区分の導入等)

(a)関係者へのヒアリング項目

意見募集の結果、利用区分及び利用者代表を認める基準について見直しを求める意見があった。この意見を踏まえ、利用者代表の前提となる利用区分の細分化やコンテンツの種類による区分の新設の必要性の要否等について、関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

利用区分を細分化しすぎることは適当ではないとの意見や、利用区分の細分化以外のアプローチが必要であるとの意見、監督官庁による指針提示や調整がなされることが期待されるとの意見、利用者側の意見が反映される仕組みや文化庁による柔軟な対応を求める意見があった。

具体的には、利用者区分を細分化しすぎることは適当ではないとの意見は、利用区分を細分化しすぎることの弊害として、どの区分に属する利用方法であるか判断が一層困難になること、細分化された利用区分に横断的な利用方法が増えることが予想され、どの利用区分が適用されるのかの判断が困難となることや、全ての利用者団体と個別に協議することは困難であること等を理由に挙げている。

利用区分を細分化する以外のアプローチが必要であるとの意見には、現状では利用者代表が構成員の割合や使用料支払総額のシェアといった曖昧な基準で決められているため、より客観的な基準やガイドラインの策定をすべきであるという意見、更に、著作物の種類に応じた利用区分だけでなく利用されるコンテンツの種別に応じた利用区分を設定すべきであるという意見や、利用形態や流通形態が多様化した昨今では既存の業界団体が単独で当該利用を代表する利用者団体と認められない場合もあり、利害を共有する複数の利用者が利用者代表となれるといった柔軟な対応を求める意見があった。

このほか、利用区分の認定方法について利用者の意見を反映する仕組みの整備を求める意見、シェアの大きい著作権等管理事業者は利用区分を定めるときに他の著作権等管理事業者の意見も聞くようにすべきという意見、利用者代表を文化庁が調整し指定することを求める意見、文化庁が指定管理事業者を指定する段階で利用区分が固定され、協議の段階では変更されない点が不便であるという意見等もあった。

④権利者との管理委託契約について

(i)一定期間は契約解除できないようにして権利者の委託先の選択を制限することについて

(a)関係者へのヒアリング項目

意見募集において、著作権等管理事業法は、委託の契約期間及び中途解約の期間について規制はしておらず、著作権者はいつでも任意に著作権等管理事業者を変更できるため、著作権者が著作権等管理事業者を変更した場合、当該著作権者の著作物について従前許諾を受けて適法に利用していたのに突然違法な利用になってしまう可能性があり、利用者の立場が不安定になるという意見があった。この意見を踏まえ、管理委託業務の解約の制限について、関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

権利者との管理委託契約については、権利者が短期間で委託先の著作権等管理事業者を変更することにより利用者が同一の権利者の著作物に関して複数の著作権等管理事業者の使用料の支払いを行わざるをえなかった事例を踏まえ、委託契約期間の下限を設けるべきとする意見があった。また、権利者の委託先選択の自由は尊重されるべきだが、利用許諾業務を安定的に行うためには、一定期間は管理委託契約を解除できないこととする措置が必要であるとの意見があった。

一方、権利者の利益を損なうことにつながるおそれがあるとし、契約期間の制限を課すべきでないとする意見が挙げられ、権利の異動により生じる不都合は実務上の工夫を施すことや権利情報を検索できるデータベースの統合を進めることで解決できるとする意見もあった。

⑤情報公開

(i) 使用料徴収額、分配額の公表を義務付けることについて

(a) 関係者へのヒアリング項目

意見募集において、管理事業の実施状況を示す客観的な指標として、収受した著作物等の使用料の額及び分配した使用料の額を公表する義務を課すべきとする意見があった。この意見を踏まえ、使用料徴収額、分配額の公表の義務付けについて、関係者ヒアリングを実施した。

(b) 関係者ヒアリングの回答

事業の透明性を確保するため使用料徴収額及び分配額を公表することを義務付けるべきとする意見があった。

一方、透明性の確保は毎年行っている文化庁への事業報告を以て充足しているため義務付ける必要はないとする意見や、個人情報保護の観点から一律の公表は適正ではないとする意見があった。

(ii) 管理著作物の情報の公開を義務付けることについて

(a) 関係者へのヒアリング項目

意見募集において、著作権等管理事業者の情報提供は努力義務であり、利用者は当該著作権等管理事業者が著作物について委託を受けているかどうかを客観的に判断することができない等の意見があった。これらの意見を踏まえ、著作権等管理事業者に対しては現在公開している情報について、利用者に対しては公開を望む情報を尋ね、さらに情報公開を義務付けることの要否等について関係者ヒアリングを実施した。

(b) 関係者ヒアリングの回答

管理著作物のデータベースや一覧を作成し公開している著作権等管理事業者もあり、現状で十分に情報が提供されているとして現状維持を望む意見、情報は常に更新されるため維持コストを考慮すると情報公開を義務付けることは現実的ではないとする意見があった。

また、各著作権等管理事業者が保有する情報は一様でなく、利用者が利用したい著作物等の管理状況を確認することは困難であることから、権利情報を集約したデータベースやナショナル・アーカイブの構築を求める意見があった。

利用者への情報提供方法は著作権等管理事業者によって様々であり、制度的に情

報公開を義務付けることは困難であるとともに、管理著作物等のデータベース構築によらずとも、許諾手続の円滑化等により、利用者の権利処理を円滑化することは可能であるとの意見もあった。

⑥その他

(i)その他現行制度の問題点

(a)関係者へのヒアリング項目

その他、現行制度の問題点について、関係者ヒアリングを実施した。

(b)関係者ヒアリングの回答

その他、登録事項変更の届出期間の延長、使用料規程の軽微な修正の際の変更届出の手続の簡素化、競争原理が働きやすくなる制度の見直し、使用料規程変更案の公表義務化、複数の著作権等管理事業者により設定される利用区分の統一化を求める意見があった。

具体的には、登録事項変更の届出期間を延長すべきとの意見は、著作権等管理事業者の立場から出されたものであり、登録事項の変更の届出を行う際、添付書類の取り寄せに時間がかかるものがあるため、期限内の届出が実務的に難しい場合があることを理由に、挙げている。

また、使用料規程の軽微な修正の際の変更届出に係る手続簡素化の意見は、内容に変更を及ぼさない軽微な修正や変更の際には、意見聴取を不要とする見直し(変更届出の手続簡素化)を求めるものであった。

競争原理が働きやすくなるよう制度を見直すべきであるとする意見は、権利者が複数の著作権等管理事業者に管理を委託することにより非独占的な管理を進めるというものであった。

使用料規程の変更に係る意見聴取の利用者代表が存在しない利用区分について、著作権等管理事業者と利用者代表との間で協議を進めようというときに、提案内容等の情報をインターネットで広く一般に公開すべきだとの意見が意見募集において寄せられたが、これについては、一般的な協議の在り方として想定しにくく、使用料規程が硬直化してしまうのではないかという意見があった。

また、一般に小規模な著作権等管理事業者の立場からすると、大規模な著作権等管理事業者の定めた同じ利用区分を設定する必要があるといった否定的な状況にあるが、権利者の権利を考慮すると利用区分は統一されるべきであるという意見があった。

4. 委員会による制度見直しの検討

(1) 検討の視座について

①著作権等管理事業法の制定経緯

我が国で初めて著作権の集中管理について定めた法律は、著作権に関する仲介業務に関する法律（昭和 14 年法律第 67 号。以下「仲介業務法」という。）であり、著作権等管理事業法の前身として機能していた。

仲介業務法は、昭和初期、外国著作権管理団体の代理人による権利行使を巡り社会的混乱が生じたことを契機に、我が国において堅実な著作権管理団体を育成保護するために設けられたもので、制定当時の著作権管理の実態に照らして法的基盤整備の必要性の高かった一定の分野（小説、脚本、楽曲を伴う場合における歌詞及び楽曲）に限定して法的規制を行っていた。また、その規制手法は業務実施の許可制（同法第 2 条）を通じて厳しい参入規制を行うもので、一部において著作者の委託先の選択の自由を制限する結果をもたらしていた。また、許可を受けた著作権管理団体による不当な権利行使から利用者を保護するために使用料については認可制（同法第 3 条）をとっていた¹¹。

仲介業務を行う者（仲介業務法では「仲介人」という）は、業務実施の許可の際に、業務の範囲、業務執行の方法についても定めて許可を受けることとされていた（同法第 2 条）。これらを変更しようとする場合についても、文化庁長官の許可が必要であった（同法第 4 条）。文化庁長官は、報告徴収、書類提出命令、臨検（立入検査）、業務改善命令（同法第 6 条～第 8 条）が行えたほか、仲介業務法又は同法に基づく命令、処分に対する違反等があったときは、許可を取り消し、又は業務の停止、若しくは制限を命ずることができることとされていた（同法第 9 条）¹²。

我が国の著作権の管理事業は、60 年以上にわたって仲介業務法によって、その法的基盤が定められてきたが、

- ア) 業務実施の許可制により新規参入を制限していること
- イ) 著作物の利用契約の媒介行為など、原権利者の利益が害されるおそれが高い形態までも、「著作権ニ関スル仲介業務」として規制対象としていたこと
- ウ) 適用対象範囲が小説、脚本、楽曲を伴う場合における歌詞及び楽曲に制限されており、現在の著作物等の利用実態に適応していないこと
- エ) 行政庁の裁量権を広範に認める一方で、委託者及び利用者の保護のために必

¹¹ 文部科学省 『著作権審議会 権利の集中管理小委員会報告書』「第一章 著作権管理制度の基本的なあり方について 5 仲介業務法の問題点と改正の必要性」

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_bunka/chosakuken_index/toushin/attach/1325620.htm)（最終アクセス：2017/01/17）参照。

¹² 著作権法令研究会編 『逐条解説 著作権等管理事業法』（有斐閣, 2001）, 3-4 頁参照。

要な業務運営に関する規定が不十分であること
など、IT 時代における多様な社会的要請に適合していないという指摘があり¹³、早急に新しい著作権管理制度を構築する必要が認識されるようになった。

このような状況を踏まえ、平成 12 年に著作権等管理事業法が成立した。著作権等管理事業法は、社会的要請に応えるため、仲介業務法を廃止し、新たな制度的基盤を確立するもので、

- ア) 新規参入を容易にするため、著作権等管理事業の許可制を登録制に改めること
- イ) 「著作権ニ関スル仲介業務」の考え方を改め、委託者が著作権等を自ら管理している場合に準ずると考えられる形態を規制対象から外し、それ以外の管理形態のみを「著作権等管理事業」として規制対象とすること
- ウ) 利用実態の変化に対応して、適用対象範囲を著作権及び著作隣接権の及ぶ全ての分野（著作物一般、実演、レコード、放送、有線放送）に拡大すること
- エ) 委託者及び利用者の保護のために最低限必要と考えられる業務運営に関する規定を設けるとともに、著作物等の使用料が円滑かつ適正に設定されるよう、使用料規程の認可制の廃止に併せて使用料規程に関する協議・裁定制度を整備すること

などを内容としている¹⁴。

②著作権等管理事業法の目的

著作権等管理事業法第 1 条には、同法の目的として、著作権及び著作隣接権の管理を委託する者の保護とともに、著作物等の利用の円滑化が挙げられている。すなわち、法は、権利者に経済的利益をより適切かつ効率的に還元するために集中管理の法的基盤を整えることを目的としつつ、同時に、著作物等の利用が円滑に進むように、使用料の設定をはじめとする著作権等管理事業者の適正な業務運営を確保することも目的としている。そのため、見直しにあたっては、同法の理念である権利の保護と利用の円滑化のバランスに留意する必要がある。

③競争促進の重要性

著作権等管理事業法は、新規参入を容易とするため、著作権等管理事業を許可制から登録制に改め参入要件を緩和している。また、管理委託契約約款及び使用料規程を許可制から届出制にするなどし、著作権等管理事業への規制をなるべく減らし、

¹³ 文化庁「著作権等管理事業法の制定とその背景」

(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/seitei/>)（最終アクセス：2016/12/14）参照。

¹⁴ 文化庁「著作権等管理事業法の制定とその背景」

(<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/kanrijigyoho/seitei/>)（最終アクセス：2016/12/14）参照。

自由な競争環境を確保するようにしている。

このように、著作権等管理事業法が、著作権等管理事業への規制を減らすことにより、同一分野に複数の著作権等管理事業者が参入しやすくしたのは、著作権等管理事業者間の競争を促進させるためである¹⁵。著作権等管理事業者の数が増えて競争が促進されれば、利用者は、適切な使用料水準や多様なサービスの下、著作物を円滑に利用できるようになるだけでなく、権利者も、自己の意向に沿った著作権等管理事業者を選択して、著作権等の管理を委託することができるようになり、その結果、著作権等管理事業者の育成及び健全な著作権等管理事業の発展につながる事が期待されている。

④市場の失敗への留意

特定の著作権等管理事業者の許諾を得ることができなければ利用したい著作物等が利用できず、他の著作物等によっては利用者の目的を達成できない（代替できない）という場合や、大量かつ一定の網羅性をもって著作物等を利用するような場合には、利用者が著作物等を自由に選択できる余地は少なく、著作権等管理事業者が交渉上優位な立場に立つことから、著作権等に係る取引を当事者間の交渉に委ねると、適正な利用条件が設定されない場合や著作物等の利用にあたっての取引費用が増大する場合があるという問題が懸念される。そのため、著作権者等の保護と著作物等の利用の円滑化という法目的を達成するには、著作権等に係る取引を完全な当事者間の交渉に委ねた場合に生じ得る弊害を想定しつつ、市場の失敗が生じる可能性に留意した制度設計を検討することが必要と考えられる。

著作権等管理事業法の評価及び課題を整理するにあたっては、意見募集及び関係者ヒアリングの結果を踏まえ、上記①～④を考慮する必要がある。

(2) 著作権等管理事業法の規制に関する項目の検討結果

委員会においては、著作権等管理事業法に関連する規制（8項目）について、「規制の一定期間経過後見直し基準」を踏まえつつ、規制緩和の要否の検討を行った。

①著作権等管理事業の登録（第3条）について

法は、著作権等管理事業について、登録制度を採用している。これは、「委託者た

¹⁵ 著作権法令研究会編『逐条解説 著作権等管理事業法』（有斐閣、2001、3頁）によると、仲介業務法の下、「勅令で定められた著作物について仲介業務を実施するためには、文化庁長官の許可が必要とされている（同胞第2条）。法令上、許可を受けることができる者の数は決められていないが、制定当初から1分野につき1団体の許可を原則としており、現在も、脚本について2団体が許可されているのを除いては、1分野につき1団体しか業務実施の許可はされていない。」とされており、事実上、仲介業務は独占状態であった。

る著作権者等の利益を保護するためには、著作権等管理事業者について、他人の財産を管理するための一定の組織的・経理的基盤を確保するとともに、他人の財産を管理することが明らかに不適切である者は参入することができないよう担保すること等が必要である。しかしながら他方で、委託者が自由に著作権等の管理方法や著作権等管理事業者を選択することができるようにするためには、新規の著作権等管理事業者の参入を容易にすることが望ましい。また、参入規制は、行政庁の裁量の余地ができる限り少なく、客観的で明確な基準を有するものであることが望ましい。」¹⁶とする趣旨によるものである。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、著作権等管理事業の登録について、競争原理の有効性と法の定着について安定期に入っている等の理由により登録制を維持するべきという意見があったほか、著作権等管理事業の登録要件の厳格化、著作権等管理事業の登録制から許認可制に移行等、規制強化を求める意見があったが、規制緩和を求める意見はなかった。

これを踏まえつつ、規制緩和の必要性について委員会において検討した結果、登録制度の緩和を要望する意見はなく、また、著作権者等の保護及び著作物等の円滑な利用を確保するためには、著作権等管理事業を行うことが明らかに不適格である者については参入させるべきではないことから、現行の登録制度を更に緩和した制度を導入することは不相当である、との結論に至った。

なお、意見募集及び関係者ヒアリングにおいて出された、著作権等管理事業の登録要件の厳格化、著作権等管理事業の登録制から許認可制に移行等、規制緩和以外の見直しを求める意見については、「4.(3)規制緩和以外に関する項目の検討」において具体的に検討するものとする。

②登録事項の変更の届出（第7条第1項）について

法は、著作権等管理事業者に対し、後に登録申請事項の変更が生じた場合には、登録事項の変更の届出を2週間以内に行うものとしている。この点について、法第7条第1項は、法第4条第1項各号に掲げる登録事項に変更があったときは、その日から2週間以内にその旨を文化庁長官に届出なければならないことを定めており、この届出をしようとするときは、規則第8条第1項に規定する変更届出書とともに、同条第2項に規定する書類を添付しなければならないとされている。登録事項の変更の届出を採用したのは、「(登録申請事項に変更が生じた場合、著作権等)管理事業者を適切に監督する責任を負う文化庁長官は当該変更を速やかに了知することが望ましいし、また、(著作権等)管理事業者の事業概要を公示する役割を果たす著作権等管理事業者登録簿も速やかに修正することが望ましい」¹⁷ためである。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、変更届出書の添付書類の準備に時間を要することから、現行の2週間という届出期間の緩和を求める意見があった。

¹⁶ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 55-56 頁.

¹⁷ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 71-72 頁.

委員会では、書類の発行権限をもつ官公署が遠隔地であるために添付書類の用意が間に合わない等のやむを得ない理由がある場合、変更届出書と同じタイミングで添付書類を提出することは困難であり、制度上添付書類の追完を認めるべきであるという意見や、このような状況は著作権等管理事業法に限らず一般的に生じ得るものであり、制度的な手当てを待つまでもなく、許容されるべきであるという意見があった。なお、仮に制度的な手当てを行う場合には、規則第8条第2項を見直し、添付書類は変更届出書と同時に届け出る必要がない旨を明文化するという選択肢が示された。

なお、意見募集及び関係者ヒアリングにおいて出された、著作権等管理事業の登録要件の厳格化、登録及び重大事項変更の許認可制への移行等、規制緩和以外の見直しを求める意見については、「4.(3)規制緩和以外に関する項目の検討」において具体的に検討するものとする。

③著作権等管理事業者の地位の承継の届出（第8条第2項）について

法は、第8条第1項において、事業譲渡、合併などにより、管理事業が別の法主体に全部承継されることとなった場合に、事務手続きや業務規制などによって当該管理事業の円滑な遂行を阻害しないように、当該法主体が従前の管理事業者の地位を承継することを規定し、新たな登録を必要としないこととしている。その趣旨は、「従前の法主体が（著作権等）管理事業者としての登録を受けていた場合には、管理事業を実施する法主体に変更があったとしても、委託者・利用者の利便等を考慮すれば、当該管理事業の全部を承継した法主体が引き続き当該管理事業を円滑に行うようにすることが合理的である。また、文化庁長官の側からしても、定型的に新たな法主体を登録すべき場合に（新規登録を行うのではなく）登録の承継を認めることは事務の効率化につながることになるし、新たな法主体の側からしても、定型的に登録が認められるべき場合における登録申請手続等の事務負担が軽減されること」¹⁸と説明されている。そして、法第8条第2項において、著作権等管理事業が他の法主体に全部継承されることとなる事業譲渡、合併、分割が行われた場合においては、当該法主体が、当該管理事業を行っていた従前の著作権等管理事業者の地位を承継する場合には、著作権等管理事業者の地位を承継した者に対し、その承継の日から30日以内に、その旨を文化庁長官に届け出ることを義務付けている。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいて、著作権等管理事業者の地位の承継の届出について、現状維持を求める意見があったが、地位の承継に係る届出を必要としないといったような規制緩和を求める意見はなかった。

これを踏まえつつ、規制緩和の必要性について委員会において検討した結果、著作権者等の保護及び著作物等の円滑な利用を確保するためには、①著作権等管理事業の登録を求める趣旨と同様に、著作権等管理事業を行う者の適格性について最低限の担保が必要であることから、現行の地位承継の届出制度を更に緩和した制度を

¹⁸ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 73 頁.

導入することは不適當である、との結論に至った。

この他、意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、地位の承継による事業規模の変更や事業者の範囲拡大に応じて指定管理事業者の範囲の拡大と見直しを実施すべき、という意見があったが、地位の承継の届出が行われた場合を含め、著作権等管理事業者の使用料のシェア等に変更が生じた場合には、変更後の事情に基づき法第 23 条第 1 項の指定の要否について、文化庁長官が判断することが求められる。

④著作権等管理事業者の廃業の届出（第 9 条）について

法は、著作権等管理事業者が管理事業を行わなくなった際に、廃業の届出を行うことを義務付けている。著作権等管理事業者の廃業の届出を義務付ける趣旨は、「合弁、破産、解散等の理由により、（著作権等）管理事業者が管理事業を行わなくなった際に、監督責任を負う文化庁長官、委託者・利用者となりうる一般国民が、当該事実を了知しうる必要があることから、そのような際における元役員等の所要の届出義務」¹⁹を定めるということであり、かかる観点から設けられた規定である。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいて、著作権等管理事業者の廃業の届出制度について、規制緩和を求める意見はなく、現状維持を求める意見があったほか、主たる利用者への廃業通知の義務付けや、廃業した旨を公示する制度をさらに導入すること等、規制の強化を求める意見があったが、規制緩和を求める意見はなかった。

規制緩和の必要性について、委員会において検討した結果、著作権者等の保護及び著作物等の円滑な利用を確保するとともに著作権等管理法を円滑に運用するためには、廃業した著作権等管理事業者に届出を義務付け、速やかに登録の抹消を可能にするべきであるとの見解が示され、現行の廃業の届出制度を更に緩和した制度を導入することは不適當である、との結論に至った。

なお、意見募集及び関係者ヒアリングにおいて挙げられた、文化庁への届出だけでなく、主たる利用者への廃業通知の義務付けや、廃業した旨を公示する制度をさらに導入すること等、規制緩和以外の見直しを求める意見については、「4.(3)規制緩和以外に関する項目」において具体的に検討するものとする。

⑤管理委託契約約款の届出（第 11 条第 1 項前段）について

法は、著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款の作成し届け出ることを義務付けている。著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款の作成・届出を義務付ける趣旨は、「今後委託者となりうる者等を保護するためには、管理委託契約の内容を予見可能にするとともに、文化庁長官もその内容を把握できるようにする」²⁰ことである。

意見募集の結果及び関係者ヒアリングにおいて、管理委託契約約款の作成・届出

¹⁹ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 75 頁.

²⁰ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 78 頁.

義務について、届出制を維持すべきであるとする意見があったほか、著作権等管理事業者と委託者の管理委託契約の期間等の制限、管理委託契約約款の届出・変更に係る利用者の合意等の義務付け等、規制強化等を求める意見もあったが、規制緩和を求める意見はなかった。

規制緩和の必要性について委員会において検討した結果、将来委託を行う者等を保護するためには、著作権等管理事業者に届出を義務付け、管理委託契約の内容を予見可能にするるとともに、文化庁長官としてもその内容を把握できるようにすることが必要であることから、現行の管理委託契約約款の届出制度を更に緩和した制度を導入することは不適當である、との結論に至った。

なお、意見募集及び関係者ヒアリングにおいて挙げられた、著作権等管理事業者と委託者の管理委託契約の期間等の制限、管理委託契約約款の届出・変更に係る利用者の合意等、規制緩和以外の見直しを求める意見については、「4.(3)規制緩和以外に関する項目」において具体的に検討するものとする。

⑥管理委託契約約款の変更の届出（第11条第1項後段）について

法第11条第1項後段は、著作権等管理事業者に対し、管理委託契約約款の変更について届出を義務付けている。その趣旨は、「⑤管理委託契約約款の届出（第11条第1項前段）」で述べた管理委託契約約款の届出の趣旨と同様である。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいて、管理委託契約約款の変更の届出制を維持すべきとする意見があったほか、変更の届出に関して規制の強化を求める意見もあったが、規制緩和を求める意見はなかった。

これを踏まえつつ、規制緩和の必要性について委員会において検討した結果、管理委託契約約款の作成の届出と同様に、潜在的委託者による管理委託契約の内容の予見可能性を確保し、文化庁長官による同内容の把握を可能とするために、変更についても届出を義務付ける必要があるとの見解が示され、管理委託契約約款の変更の届出に関し、更に規制を緩和した制度を導入することは不適當である、との結論に至った。

なお、意見募集及び関係者ヒアリングにおいて挙げられた、管理委託契約約款の届出・変更に係る利用者の合意等、規制緩和以外の見直しを求める意見については、「4.(3)規制緩和以外に関する項目」において具体的に検討するものとする。

⑦使用料規程の届出（第13条第1項前段）について

著作権等管理事業法は、第13条第1項前段において、著作権等管理事業者に対し、使用料規程の届出を義務付けている。その趣旨は、「使用料規程は利用者の利害に大きく関わるもの」²¹であり、規則第12条の基準に従い定める利用区分ごとの著作物等の使用料の額、使用料規程の実施日等を使用料規程に記載し、利用者に明らかに

²¹ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 84 頁.

することが必要であるからである。

意見募集の結果及び関係者ヒアリングにおいて、使用料規程の届出について、法が予定している利用者と著作権等管理事業者との間の協議の枠組みが適切に機能することを前提に届出制を維持すべきであるという意見があったほか、規制の強化を求める意見等もあったが、更なる規制緩和を求める意見はなかった。

規制緩和の必要性について委員会において検討した結果、著作権等管理事業者の恣意的な使用料設定を防止し、著作物等の利用に係る費用を利用者が把握できるようにすることで利用者の保護を図るためには、文化庁長官としても使用料規程の内容を把握できるようにすることが望ましいことから、届出制を維持することが妥当であるとの意見があった。更に、意見募集の結果及び関係者ヒアリングにおいて、届出制度の厳格化を求める意見があることも考慮すると、規制を緩和することにより、利用者に不利益が生じる事態も想定されるため、現行の届出制度を更に緩和した制度を導入することは不適當である、との結論に至った。

なお、意見募集及び関係者ヒアリングにおいて挙げられた、協議・裁定に係る利用者代表の在り方、使用料規程の届出・変更の際の利用者に対する意見聴取、届出に係る使用料規程の全文公表の義務化、使用料規程の実施禁止期間の見直し、利用者代表の在り方の見直し、一般管理事業者の使用料規程に係る協議及び裁定の適用、使用料規程の届出制から許認可制へ移行、使用料規程の届出・変更の際の利用者意見聴取等、規制緩和以外の見直しを求める意見については、「4.(3)規制緩和以外に関する項目」において具体的に検討するものとする。

⑧使用料規程の変更の届出（第13条第1項後段）について

法第13条第1項後段は、使用料規程の変更について届出を義務付けている。その趣旨は、「⑦使用料規程の届出（第13条第1項前段）」で述べた使用料規程届出制度の趣旨と同様である。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいて、使用料規程の変更の届出そのものを不要とする意見はなく、届出制を維持すべきであるとする意見があった。もっとも、使用料規程の変更内容が形式的なもの又は軽微なものであり、実質的に利用者に対して影響がないような場合には、変更の届出に係る利用者への意見聴取の努力義務を免除すべきとの意見があった。

これを踏まえつつ規制緩和の必要性について委員会において検討した結果、使用料規程の作成の届出と同様に、その変更の届出についても、著作物等の利用に係る費用を利用者が把握できるようにするという利用者保護の観点と、文化庁長官による使用料規程の内容の把握を可能とするという観点から、変更の届出を義務付ける必要があるとの見解が示された。したがって、使用料規程の変更の届出に関し、規制を緩和した制度を導入することは不適當である、との結論に至った。

また、実質的な変更を伴わない使用料規程の変更については、例えば誤字の修正等、一定の場合には意見聴取の努力義務を免除することに理解を示す意見が出されたが、一方で、実質的な変更を伴わない内容として意見聴取の努力義務を免除する

対象について要件設定を行うことは難しく、意見聴取の努力義務を制度的に免除することは望ましくないとの意見や、変更内容に応じて求められる意見聴取の努力義務のレベルは異なることから、実質的な変更を伴わないのであれば、利用者の意見を聴取することが大きな負担となるわけではないという意見があった。これを踏まえ、委員会においては、一部の変更の届出について意見聴取の努力義務を免除する制度的な対応を行うより、むしろ、このような形式的で軽微な変更について求められる意見聴取の努力義務のレベルの問題として整理すれば足りる、との結論に至った。

なお、意見募集の結果及び関係者ヒアリングにおいて挙げられた、利用者代表の在り方、使用料規程の届出・変更の際の利用者意見聴取、使用料規程の実施禁止期間の見直し、管理委託契約約款・使用料規程の許認可制への移行、使用料規程の届出・変更の際の利用者意見聴取等、規制緩和以外の見直しを求める意見については、「4.(3)規制緩和以外に関する項目」において具体的に検討するものとする。

(3) 規制緩和以外に関する項目の検討

委員会において、意見募集結果及び関係者ヒアリングで挙げた規制緩和の観点以外の項目について、検討を行った。

①非一任型管理事業を規制の対象とすることについて

意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、非一任型管理事業により著作物が取り扱われることで使用料が高額になり、著作物等の円滑な利用を妨げる場合があるとの理由によって、現在は著作権等管理事業法の適用がない非一任型管理事業についても、同法の適用対象とすべきという意見があった。また、非一任型管理事業について、著作権等管理事業法の適用対象とされている一任型管理事業と同程度の規制は課さないにしても、最低限、財務的基盤を確認できるように、財務諸表の備付や閲覧を義務付けるべきであるとの意見もあった。

しかし、委員会では、著作物等の利用にあたっては、著作権法上、著作権者が自らの意思に基づき許諾を行うことが原則となっており、非一任型管理事業は、この原則に沿った形で、許諾の可否や許諾条件を著作権者が判断することができる集中管理の仕組みであるところ、これを規制することは、上記の著作権法上の原則を過度に制約する懸念があるとの意見が示された。また、非一任型管理事業についても規制の対象とすることになると、エージェントとして許諾に携わる行為なども規制の対象となることとなり、必要以上に広範囲の行為規制を課すことになってしまうとの意見もあった。また、非一任型管理事業まで規制の対象に含めると、著作物等の許諾の可否や許諾条件を自らの意思により決定したいと考える著作権者等が、集中管理のスキームから離脱し自ら許諾を行うことも想定され、かえって著作物等の円滑な利用を妨げることとなるという弊害の懸念も示された。

一方で、財務諸表の備付等の義務付けに関して、倒産リスクは、一般企業等にお

いても存在し、著作権等の許諾に係る取引だけ利用者を保護しなければならないという理由もないように思われる、との意見もあった。

以上を踏まえ、委員会では、現時点では非一任型管理については規制の対象とすべきではない、との結論に至った。なお、一任型管理事業者は、既に著作権等管理事業法の適用対象となっているため、一任型管理事業者が行う非一任型管理事業については、同様に同法の適用の対象とする余地もあるのではないかとの考え方もあったが、非一任型管理事業のみを行っている事業者とのバランスも考慮し、現時点ではいずれも対象としないこととした。

②著作権等管理事業の登録要件厳格化、許認可制への移行について

文化庁長官は、法第3条の規定による登録の申請があったときは、法第6条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、著作権等管理事業者登録簿に登録しなければならない（法第5条第1項）。法第6条第1項に、登録拒否要件が規定されている趣旨は、「虚偽記載や記載漏れのように登録申請書の不備がある場合は当然として、登録申請者が次の各号（第1号から第5号）のいずれかに該当する場合には、かかる者は委託者保護ないし利用者保護の観点から著作権等管理事業を行う適格性を欠くと考えられる」²²ためである。法第6条第1項に規定する登録拒否要件とは、法人でない者（第1号）、他の著作権等管理事業者の名称と同一又は誤認されるおそれがある名称を用いようとする法人（第2号）、登録取消の日から5年を経過しない法人（第3号）、本法又は著作権法に違反して罰金刑を受けて、まだ刑の執行の終了・免除の日から5年を経過していない法人（第4号）、役員に所定の欠格事由がある法人（第5号）、著作権等管理事業を遂行するため必要と認められる基準に適合する財産的基礎を有しない法人（第6条）である²³。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいて、著作権等管理事業の登録要件を厳格化（資本金の下限を設定したり営業保証金の供託を義務付ける等）することは、実質的に事業を行っていない著作権等管理事業者を排除して、集中管理の安定化に資するという意見があった。また、著作権等を扱う事業者としての適格性、事業運営ができる体制、十分な資本を有すること等を要件とした許認可制に移行すべきとする意見があった。

著作権等管理事業の登録要件厳格化や許認可制へ移行を求める意見は、委託されていない著作物等の利用に対し使用料の請求を行ったり、使用料規程の変更に当たっての意見聴取を形式的にしか行わないなど、一部の著作権等管理事業者に問題があったことが背景にある。

委員会では、資本力によって管理能力が担保されるわけではなく、著作権等管理事業者の資本力によって登録の可否を判断することは不適切であるということ、また、営業保証金とは一般顧客に損害が生じる可能性がある事業の担保として供託さ

²² 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 62 頁.

²³ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 62-67 頁

せるものであり、著作権等管理事業においてはこのような性格の事業ではないことから、営業保証金の供託義務を課すことは適切ではないということが確認された。加えて、管理事業の実態がない場合や、委託者や利用者の利益を害する業務運営を行っている場合には、文化庁長官の法第 20 条に基づく業務改善命令や法第 21 条第 2 項に基づく登録取消の適切な行使によって対応できるのではないかとの意見もあった。これらを踏まえ、委員会では、文化庁により適切な法の運用が確保されるのであれば、現時点では、登録要件の厳格化や許認可制という事前規制を強化しなければならない程の特段の事情は認められず、管理事業への新規参入を容易化しようとした法の趣旨に鑑みても、現行制度による事後規制を維持すべきである、との結論に至った。

③著作権等管理事業者の廃業について

意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、廃業の事実を利用者が認識しやすくするようにという観点から、利用者への廃業通知義務や公示制度の導入を求める意見があった。

委員会では、会社制度や法人制度においては廃業時に取引先への通知義務を課していないにもかかわらず、著作権等管理事業者にのみこのような負担を制度的に課す特段の理由は見当たらないとの見解が示された。また、現状でも、著作権等管理事業者の登録状況については文化庁がそのウェブサイトで公表しており、登録が抹消された場合にはその旨が反映されていることから、事実上の公示機能を果たしているという点を確認された。もっとも、現在、廃業した著作権等管理事業者の情報についてはウェブサイトから抹消されるだけで、廃業事実や廃業年月日等の情報を閲覧することができないことから、これらの情報についても提供されることが望ましいとの意見があった。

これらを踏まえ、委員会においては、新たな制度を導入する必要性は認められず、著作権等管理事業者の廃業に係る情報も含めて文化庁ウェブサイトにおける情報提供を継続することで足りる、との結論に至った。

④管理委託契約の期間について

意見募集では、権利者が著作権等の委託先をすぐに変更できると、許諾業務が安定的に行われず、また既存の包括許諾契約の対象から外れてしまい、新たな委託先等との間で追加的に許諾手続や使用料支払いが必要となるといった観点から、管理委託契約の短期間で解除を制限し、委託期間の下限を設定するべきであるとの意見があった。

これに対し、関係者ヒアリングでは、管理委託契約の契約期間に下限を設けることは、契約自由の原則に対する過度な制約となり、また、委託者に大幅な不利益が生じるとして、現行制度を維持すべきとする意見があった。

委員会では、著作権等管理事業者と委託者との間で締結される契約は私的自治に

委ねるべきものであり、その契約条件を制度的に制限するというのは行き過ぎではないかとの意見が出された。管理著作物等に変更が生じ、これにより利用者に不利益が及ぶおそれがあるという問題に対しては、著作権等管理事業者の管理著作物等に係る情報の適切な公開を充実させれば足りるとの意見もあった。これらを踏まえ、管理委託契約期間の下限を設ける必要はない、との結論に至った。

⑤管理委託契約約款の届出・変更に係る利用者の関与について

意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、管理委託契約約款の内容が著作物の利用に影響する場合もあることから、管理委託契約約款の届出・変更にあたっては、利用者からの意見聴取を義務付けたり、利用者の協議又は合意を要件とすべきであるとの意見があった。

委員会では、管理委託契約の当事者は著作権等管理事業者と委託者であり、第三者である利用者が契約の内容に関与することは、著作権等管理事業者と委託者の契約自由の原則に反するとの意見があった。管理委託契約約款の内容が利用者の利益を害する場合には、適切な業務改善命令等を通じて是正を図ることができるとの意見もあった。これを踏まえ、委員会においては、管理委託契約約款の届出・変更に関与を制度的に求める必要はない、との結論に至った。

⑥使用料規程・管理委託契約約款の統一について

意見募集では、使用料規程・管理委託契約約款について、利用者側の業務の効率化の観点から、使用料の計算方法に係る統一ルールを形成する必要があるとの意見があったが、関係者ヒアリングでは、現状多様な権利者が存在するため、統一ルールを形成するには相応の時間やコストがかかることから一本化や統一ルール形成に否定的な意見があった。

委員会では、使用料規程・管理委託契約約款の様式や用語の共通化を民間の取組として行うことは可能であるが、使用料の計算方法等を統一することは、著作権等管理事業者間の競争により適切な使用料水準や多様なサービスの下、著作物等を円滑に利用できるようにした法の趣旨を損ねるとともに、場合によっては、事業者間のカルテル等として競争法上の問題が懸念されることから、望ましくないとの結論に至った。

⑦管理委託契約約款・使用料規程の許認可制への移行について

意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、使用料規程について利用者の反対を押し切って使用料規程が届け出られる場合があるという理由や、管理委託契約約款の届出や変更内容には利用者にとって重要な内容が含まれるので単なる届出で済まされる問題ではないとの理由から、管理委託契約約款や使用料規程の届出及び変更の届出について現行の届出制から、文化庁において内容の妥当性を判断する許認

可制へと移行すべきという意見が示された。

委員会では、これらの要望は多数出されているが、使用料の額について著作権等管理事業者と利用者との間で折り合いにくいという実情を反映して出されたものであり、この問題に対するアプローチとしては、利用者側の意見を汲みながら使用料規程が決定されるプロセスを確保することが重要なのであって、必ずしも使用料規程の許認可制への移行が適切とは言えないとの意見があった。また、管理委託契約約款の届出は、委託者である権利者を保護する観点から義務付けられているものであり、利用者の都合のために規制されるべきものではないといえる。法は、著作権等管理事業者間の自由競争を通じて適正な使用料水準や著作権等管理事業の健全な発展を達成するため、行政の介入を弱めた届出制を採用する一方、利用者側の意向が反映された使用料規程が形成され、著作物等の円滑な利用が図られるようにするという観点から利用者団体との協議等、使用料規程等の決定プロセスに係る特別の仕組みを定めた。法の趣旨に鑑みると、許認可制という事前規制ではなく、管理委託契約約款や使用料規程の決定プロセスの改善により、適正な業務運営を確保することにより対応する方が望ましいのではないかとの意見もあった。これらを踏まえ、委員会では、現時点において、管理委託契約約款・使用料規程を許認可制に移行する必要はない、との結論に至った。

⑧使用料規程の届出・変更の際の利用者に対する意見聴取について

(i)合意形成義務化、利用者側の意見聴取の義務化等について

著作権等管理事業者は、使用料規程の届出及び変更に際しては、法第 13 条第 2 項に基づき、利用者又はその団体からあらかじめ意見聴取を行うよう努めなければならない。その趣旨は、著作権等は、権利者の許諾を得なければ当該権利に係る著作物等を利用することができない権利であるため、著作権等管理事業者が定める使用料規程の内容は、その著作権等管理事業者の規模を問わず、著作物等の円滑な利用に大きな影響を与える可能性があり、利用者の保護を図り、著作権等の利用の円滑化する観点から、意見聴取の努力義務を課したものとされている²⁴。

これについて、意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、形式的な意見聴取をもってこの努力義務を果たしたとして使用料規程が届け出られたり、納得できる説明のないままに利用者に不利益な使用料規程が届出られたりした場合に、利用者が対抗できる手段がないため、利用者側からの意見聴取の義務化や利用者団体との合意形成義務化を求める意見があった。

このような意見の背景には、一般管理事業者の場合には、現行制度上、使用料規程届出前の意見聴取においてしか利用者が意見を申し述べる機会がないこと、また指定管理事業者の場合においても、利用者代表に該当しない利用者は、届出後の協議及び裁定の申請を行うことができないという事実がある。更には、意見聴取の努

²⁴ 著作権法令研究会編『逐条解説 著作権等管理事業法』（有斐閣, 2001, 85 頁）を参考とした。

力義務の程度及び意見聴取の対象となる利用者の選定が事実上著作権等管理事業者に委ねられるため、意見を申し述べる機会が与えられることなく届出後に使用料規程の内容を初めて了知する利用者が出てくることもある。

委員会では、使用料規程の内容について全部又は一部の利用者の合意を得ることまでを届出要件とすると、一部の利用者の反対によって、彼らが不都合と考える使用料規程の策定・変更ができなくなってしまう、使用料規程のいたずらな硬直化を招いてしまうこと、また、著作物等の利用に係る価格決定が一部の利用者の意思に左右されてしまうことは、著作権者等に与えられた権利を不当に制約するものであり、著作権等管理事業者への過度な制約になるとして、このような要件を設けるべきではない、との結論に至った。

また、意見聴取を努力義務から実施義務に改めるべきとの意見については、現行制度が努力義務としている趣旨として、著作権等管理事業者の中には小規模で利用者への影響力が極めて小さい者がいることが想定されることや、使用料規程の内容に対する意見を申し述べるができる利用者又は利用者団体が存在しない場合も想定されること等²⁵があることを踏まえると、現時点では、このような制定時の事情に変化は見られず、引き続き努力義務とすることが適切である、との結論に至った。

もっとも、これら意見聴取についての意見を踏まえれば、利用者にとって使用料規程の内容は非常に大きな影響を持つものであり、使用料規程の内容に関心の高い利用者の関与しないところで使用料規程が一方向的に決定される可能性がある点や、使用料規程の変更内容について意見を申し述べる機会が実質的に確保されていない場合があるという点については、なお対応すべき課題として検討の余地がある。

この点について、意見聴取の実効性の担保のためには、多くの利用者に意見を述べる機会が確保されていることが望ましいが、全ての利用者に著作権等管理事業者が意見聴取の実施をすることは過度な負担となり、現実的ではないことから、使用料規程の届出前に、届出予定の使用料規程の内容を一定期間公表して意見を募ることが合理的であるとの見解が示された。これにより、多くの利用者が使用料規程の内容を届出前に了知し、著作権等管理事業者からの接触がなくとも自発的に意見を述べるができるようになり、意見聴取の実効性確保に資することとなる。また、利用者のみならず、他の著作権等管理事業者も使用料規程の内容を事前を知ることができ、必要に応じて自らの使用料規程の見直し等を検討することができるという側面も期待できる。

変更内容の公表方法としては、著作権等管理事業者自身のウェブサイトにおける公表が最も現実的かつ利用者にとっても分かりやすい手段であると考えられるが、ウェブサイトを持たない著作権等管理事業者については、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）のウェブサイトや新聞等の掲載にするという方法も考えられる。

このような届出内容の事前公表と並行して、利用者との個別の協議を従来同様に進めることも重要と考えられる。また、届出予定の使用料規程の内容を公表した後

²⁵ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 85-86 頁.

に、意見聴取のプロセス等を経て当該使用料規程の内容が変更されることもあり得る。これらの変更を行うに当たっては、変更の都度公表のプロセスに戻るとなるといたずらに時間がかかってしまうことから、原則として、変更内容が公表された規程に対して寄せられた意見を踏まえたものであり齟齬が生じないような場合には、公表は一度で十分であるものと考えられる。

なお、届出予定の使用料規程の事前公表については、制度改正により事前公表を義務付けるという方法、あるいは、意見聴取の努力義務履行の手法のひとつとして位置付けた上で事業者による取組を促すという方法が考えられ、いずれの手段によって実現すべきかについては、使用料規程の届出をしようとしている著作権等管理事業者の管理事業の実態を踏まえつつ検討されるべきとの意見が示された。

(ii)意見聴取の方法に係る指針の策定について

意見募集やヒアリングにおいて、とりわけ使用料の額については、著作権等管理事業者と利用者の中で折り合うことが難しく、使用料規程の届出に先立つ意見聴取の期間が長期化してしまうという問題があることから、使用料規程の届出に係る手続が速やかに行えるように、意見聴取の方法に係る指針の策定を求める意見があった。

委員会では、使用料規程の内容について折り合いがつかない場合にどのように対応すべきかということは個別の状況によるとともに、最終的には著作権等管理事業者が判断すべき事項であることから、指針を策定し意見聴取の進め方や期間等について必要条件・十分条件を示すことは困難である、との意見が示された。

(iii)使用料の算出根拠の提示について

意見募集や関係者ヒアリングにおいて、使用料規程の中でもとりわけ利用者にとって影響が大きいのは使用料額であり、どのような算出根拠によってこれらを決定しているのかの説明がないままに形式的な意見聴取が行われることがないよう、算出根拠の提示を義務付けるべきとする意見があった。

委員会では、現行の意見聴取の努力義務の中には、利用者が意見を述べる上での判断材料となるべき情報を著作権等管理事業者が提示し、相応の説明を利用者側に行うことが当然含まれるべきであって、これらを欠いて単に使用料規程のみを提示することは、意見聴取の努力義務を果たしていないものと考えられることから、新たに制度的な対応を行う必要ない、との結論に至った。

⑨他の著作権等管理事業者への使用料規程変更の意見聴取等について

意見募集及び関係者ヒアリングにおいて、1つの分野に、複数の著作権等管理事業者が存在する場合、規模の大きい著作権等管理事業者が使用料規程の利用区分を変更した場合、当該変更が権利の委託の仕方の変更を意味し、当該著作権等管理事

業者に委託している権利者が、自らの権利の一部を他の著作権等管理事業者に移転することが難しくなることもあり、実質的に他の著作権等管理事業者の事業に影響を与えるおそれがある、との懸念が示された。そのため、使用料規程の利用区分の変更を行おうとする著作権等管理事業者に対し、影響を受ける他の著作権等管理事業者からの意見聴取を義務付けるべきとする意見があった。

委員会では、自由競争の原理の下、どのような使用料規程を定めるかは、各著作権等管理事業者の経営判断の問題であり、また、著作権等管理事業者間で使用料規程について協議を行うことで、競争法上の問題が生じるおそれがあるとの懸念が示された。これらを踏まえて、委員会においては、他の著作権等管理事業者からの意見聴取を義務付けることは必要ない、との結論に至った。

なお、既存の著作権等管理事業者が自身に有利な利用区分を設定し、新規事業者が参入しづらい状況を生じているような場合には、著作権等管理事業法とは別に、競争法上の当否が判断されることとなるとの意見があった。

⑩一般管理事業者の使用料規程に係る利用者代表との協議及び裁定の要否について

著作権等管理事業者間に競争がある場合には、使用料の額も適当な水準になることが期待されるが、このような状態にない場合には、著作権等管理事業者が高額な使用料を設定し、著作物等の円滑な利用が妨げられる事態が生じるおそれがある。そのため、使用料額について適切な競争が期待できない場合であっても、利用者側の意向が反映された使用料規程が形成され、著作物等の円滑な利用が図られるようにするために設けられたのが、使用料規程に関する協議・裁定制度である²⁶。具体的には、使用料額の水準に対する影響が大きい著作権等管理事業者について文化庁長官が指定を行い、利用者代表との協議を義務付け、協議が不調に終わった場合に文化庁長官の裁定手続を定めるものである。一方、管理事業者のシェアが低い場合には、市場原理により、適当な額の使用料が設定されることが期待できるため、協議・裁定制度の仕組みは適用されないこととなっている。

意見募集及び関係者ヒアリングにおいては、一般管理事業者の管理する著作物の利用が必要な場合、一般管理事業者の使用料規程であっても利用者にとって大きな影響力を有しているにもかかわらず、現行制度の下では、一定のシェアを有する指定管理事業者の使用料規程に関してしか協議・裁定の対象とされず、一般管理事業者の定める使用料規程の適正性を担保するための手段に欠けることから、一般管理事業者を含む全ての著作権等管理事業者の使用料規程について、協議や裁定の対象とすべきであるとの意見があった。

委員会では以下の対応案とそれぞれの対応案のメリット・デメリットが示され、諸外国における使用料の決定プロセスの実態や運用について調査を行うなどして、更なる検討を進めるべきである、との意見が示された。

²⁶ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 110 頁.

(A案)意見聴取の努力義務の履行状況について文化庁が利用者側に確認する

上述「⑧(i)合意形成義務化、利用者側の意見聴取の義務化等について」において示したように、届出前の使用料規程の全文公表措置を講ずることに加え、使用料規程届出に際して著作権等管理事業者から提出された利用者に対する意見聴取に係る疎明資料の内容について、文化庁が利用者側に確認を取ることで、一般管理事業者も含めた使用料規程の決定プロセスの適正さを担保することが考えられる。この対応案は、必ずしも制度改正を必要とせず、現行制度の運用において実施することが可能である。現行の使用料規程決定プロセスを大きく変更するものではなく、一般管理事業者に対して強制力を伴うものではない一方、使用料額水準に対する影響の大きい著作権等管理事業者についてのみ協議・裁定プロセスを設け、使用料についてできる限り市場原理に委ね管理事業への介入を小さくしようとする現行法の趣旨を汲んだ対応が可能となるものである。

なお、不当な内容の使用料規程により、著作権等管理事業者が委託者や利用者の利益を害する業務運営を行っている場合には、文化庁長官は法第20条に基づき、委託者又は利用者の保護のために必要な限度において業務改善命令を行うことができるものと考えられる。

(B案)一般管理事業者に対しても協議応諾義務を課すが、裁定の申請までは認めない

制度的な対応案として、一般管理事業者についても使用料規程に係る協議応諾義務を設けることが考えられる。意見聴取の努力義務よりも強い協議応諾義務を課すことにより、一般管理事業者に従前以上に真摯な説明責任が求められ、利用者から意見を単に聴取するだけでなく、利用者代表の意見への対案を示したり使用料算定根拠を説明することなども含めた充実した話し合いが行われることが期待できる。

この対応案は、当事者間における合意形成を促すものであり、使用料についてできる限り市場原理に委ね管理事業への介入を小さくしようとする現行法の趣旨を汲んだ対応が可能となる一方、協議により合意に達しなかった場合に文化庁長官による裁定を申請することができず、当事者間で合意を形成しようというインセンティブが不十分で協議が平行線を辿るおそれがある。

(C案)一般管理事業者に対しても協議応諾義務を課し、かつ裁定の申請も認める

一般管理事業者に対してより強力な制約を課す対応案として、指定管理事業者制度を廃止し、全ての著作権等管理事業者に対して利用者団体との協議応諾義務を課すとともに、合意に至らなかった場合には利用者団体が文化庁長官の裁定(法第24条)を求めることができるものとするのが考えられる。この案は、著作権等管理事業者の使用料額水準への影響力にかかわらず、使用料規程の決定に関して利用者代表が等しく介入できるものであり、利用者の意向が反映されやすくなる一方、使用料水準を自由競争に委ねることを原則としつつ例外的に指定管理事業者の使用料

規程についてのみ制約を課そうとする現行法の考え方を転換するものである。

⑪利用者代表の在り方について

法第23条第2項に規定する「利用者代表」とは、ある利用区分における利用総数に占めるその直接又は間接の構成員である利用者の数の割合（利用者シェア）、利用者が支払った使用料総額に占めるその直接又は間接の構成員が支払った使用料の額の割合（使用料シェア）その他の事情から、指定管理事業者の特定の利用区分における利用者の利益を代表していると認められる団体（法人格は必要なく、任意団体でよい）又は個人をいい、指定管理事業者は利用者代表から使用料規程に関する協議を求められたときは、これに応じなければならないこととされている。

利用者代表は、ある利用区分における利用者の利益を代表して指定管理事業者と使用料規程について協議する者であり、できるだけ多くの利用者を代表することが望ましいが、利用者によって著作物等の利用の多寡が大きく異なることから、利用者の数と支払った使用料の額の両面から利用者代表の適格性が判断されることとなっているものである²⁷。

意見募集や関係者ヒアリングでは、使用料規程の変更にあたって実質的に影響を受ける利用者団体が協議を求めることができるように利用区分を細分化して著作権等管理事業を指定すべきという意見や、利用者の意見を踏まえて利用区分が認定されるように手続を整備すべきという意見があった。また、いずれの利用者も利用者代表と認められないという状況にならないように利用者代表の要件を緩和したり、複数の利用者代表を認めるなどの措置が必要であるという意見があった。さらに、法第14条第3項に基づき、利用者代表からの通知を踏まえて使用料規程の実施禁止期間を延長することとした場合又は法第23条第4項に基づき利用者代表からの使用料規程に係る協議開始・再開の申立てがあった場合にはじめて文化庁が利用者代表の適格性を判断することとなることから、これらの手続以降でなければ利用者代表が確定せず円滑に協議を行うことが難しいため、利用者代表として適格性を有する団体を文化庁が事前に認定すべきとする意見も出された。

このような意見に対して、関係者ヒアリングでは利用区分を細分化すると、あらゆる団体から協議を求められる可能性があり非現実的であるという意見や、利用区分が明確になるように指針があれば足りるのではないかという意見など、現行制度を維持すべきとする意見も出された。

委員会では、利用者代表制度の意義は、全ての利用者と協議を行うことは現実的ではなく、多くの利用者の利益を代表する利用者代表を協議主体とすることで使用料規程策定プロセスの合理化を図ろうとする点にあり、できる限り多くの利用者の意見を反映させるという観点と、協議の効率性を高めるという観点のバランスに留意すべきであるとの原則が確認された。その上で、利用者代表が一部の利用者と利益相反関係にある場合や、利用態様の差異により利用者の利益状況が大きく異なる

²⁷ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 113 頁.

る場合には、法第 23 条第 2 項の「その他の事情」として考慮し、利用者代表を一人に限定することなく、複数認定することも可能ではないか、という意見があった。

利用区分を細分化すべきとの要望については、利用者代表の適格性を判断する上で重要となる法第 23 条第 1 項の「利用区分」を指定する際に、使用料規程上の利用区分を更に細分化した方が合理的であると認める場合には、文化庁長官がより細分化した区分により指定管理事業者を指定することができることから、現行制度の下でも、著作物の利用実態に即した利用区分の設定が可能である、との意見があった。

また、関係者ヒアリングでは、現行制度において、使用料規程の変更・届出により影響を受ける利用者代表以外の利用者に意見を述べる機会が与えられない可能性があることを問題視する意見があったが、前述の「⑧(i) 合意形成義務化、利用者側の意見聴取の義務化等について」で述べた、使用料規程の届出前に、届出予定の使用料規程の内容を一定期間公表して意見を募るという方策により、使用料規程の届出前に、利用者側から利用区分の設定に対し意見を述べる機会が確保されることが指摘された。

さらに、法第 23 条第 3 項は、利用者代表に対して他の利用者からの意見聴取努力義務を課しており、このようなプロセスを通じて、利用者代表以外の利用者の意見が集約された上で、使用料規程に係る協議が行われることとなっていることにも留意すべきであるという指摘があった。

委員会では、現行の利用者代表制度を変更せず、利用者の意見を適切に集約して迅速な協議が実施できるような運用上の工夫を行うべきである、との結論に至った。その上でなお利用者代表の要件見直しや利用者代表決定のプロセスを改める必要がある場合には、制度改正を検討する必要がある、とされた。

なお、規則第 16 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定により、法第 14 条第 3 項の規定に基づき文化庁に提出される協議請求通知書及び法第 23 条第 4 項に基づき文化庁に提出される協議開始（再開）命令申立書に、自らが利用者代表であることを疎明する資料の提出が求められている。

意見募集では、協議開始（再開）命令申立については、事前に協議請求通知書が文化庁に提出されている場合と、同通知書の提出を行わずに協議開始（再開）命令申立を行う場合があるが、前者の場合には、既に利用者代表であることを疎明する資料が提出されていることから、このような場合には改めて疎明資料の提出を行う必要はないのではないか、との意見が出された。

委員会では、指定管理事業者が利用者代表からの請求に応じて協議が開始された場合には、再協議においても同じ団体が協議を続けられるように利用者代表として認定することが望ましいが、一方で、短期間で団体構成が変わったり利用者や使用料のシェアが大きく変動するなどの事情変更により利用者としての代表適格性が認められなくなる場合もあるのではないかと、といった意見があった。そのため、一度疎明資料の提出により利用者代表適格性が確認された利用者であっても、規則第 22 条第 2 項に基づきあらためて疎明資料の提出を求めることはなお必要である、との結論に至った。ただし、当事者の協議により適正な使用料の額が決定されるように、文化庁は、手続の簡素化や協議の継続性なども考慮して、提出を求める疎明資料の

内容や利用者代表適格性について判断する必要がある、との意見が示された。

⑫使用料規程の実施禁止期間の見直しについて

法第 14 条第 1 項は、届出から 30 日間は使用料規程を実施してはならないと定めている。この実施禁止期間について、利用者代表が使用料規程に係る協議を求めた場合には、文化庁長官はその旨の通知を受けて、最大 6 か月に延長できることとなっている。

この趣旨は、「30 日間の実施禁止期間の間に、利用者代表が当該使用料規程に係る協議の求めをした場合には、利用者全体と指定管理事業者との間に使用料規程の内容をめぐる争いがあるということであり、もしも当該届出に係る使用料規程がそのまま実施されることになると混乱が生じる可能性が高い。そのため、利用者代表から当該実施禁止期間内に協議の求めをした旨の通知があったときには、文化庁長官は、当該使用料規程の全部または一部について、当該届出を受理した日から起算して 6 か月を超えない範囲内において、実施禁止期間を延長することができる²⁸としたものである。

関係者ヒアリングでは、6 か月という実施禁止期間の延長幅の上限について、実施禁止期間中に当事者間で協議を行い、折り合いがつかない場合には文化庁長官の裁定を申請することを想定すると、十分な協議期間を確保するためには、6 か月では短いという意見があった。

委員会では、実施禁止期間の上限を延長することで協議がまとまるとは必ずしも言えず、かつ、これにより使用料規程の硬直化を招いたり、著作権等管理事業者の営業の自由が制約されるおそれもあるとの意見があり、現時点では、使用料規程の実施禁止期間の上限を延長する必要性は見受けられない、との結論に至った。

⑬使用料規程の裁定に係る審議について

使用料規程の裁定については、法第 24 条第 4 項において、文化庁長官は、裁定をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならないとされている。文化審議会令第 10 条及び同運営規則第 3 条第 5 項の規定に基づき定められている同著作権分科会運営規則において、分科会の所掌事務のうち、使用料規程についての裁定に関する事項は分科会に置かれた使用料部会において処理することとされている（最終的に分科会の議決は必要）。使用料部会の委員は、文化審議会令第 6 条に基づき、文部科学大臣が指名した分科会の委員、臨時委員、専門委員の中から文化会長が指名することとされている。

なお、法が施行された平成 13 年 10 月 1 日以降、使用料規程の裁定申請が行われたことはない。

意見募集において、使用料規程の裁定について、文化審議会の構成員は、協議当

²⁸ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 92 頁.

事者との接触を持たないことなど、独立性が担保されるべきであることや、協議の内容に応じて十分な評価・諮問を行うことのできる専門家を文化審議会に招聘するなど、審議の客観性・公平性・透明性等を確保するべきであるとの意見が出された。

委員会では、審議の客観性・公平性・透明性等の確保のため、使用料部会における使用料規程の裁定に係る審議に際しては、使用料部会の委員の中に利害関係がある委員が含まれている場合はその委員を除くとともに、関係当事者のほか、事案に詳しい者の意見を踏まえて審議を行うことが望ましい、との結論に至った。

⑭届出に係る使用料規程の全文公表の義務化について

法第13条第3項では、使用料規程を届け出た著作権等管理事業者は、その届出に係る使用料規程の概要を公表すべき旨が定められている。これは、「使用料規程は、著作物等の利用の許諾を受けた際いくらの使用料の支払いを要するかの基準となり、利用者の利益に直結するから、使用料規程の届出の際に利用者がその内容を知りうるようにするため」²⁹に設けられた規定である。

意見募集においては、この届出後の公表について、利用者にとっては使用料規程の内容を不足なく知りうる状態におくことが望ましいことから、概要ではなく全文を公表するべきであるとの意見があった。

委員会では、利用者の利益に関わる情報は当然公表すべき概要に含まれると解されており、現行制度の下で利用者に不都合が生じる場面が想定されにくいとの指摘がなされた。一方で、届け出た使用料規程の全文を公表することについて、著作権等管理事業者側に特段の不利益や負担が生じるとは想定されず、全文公表を義務付けることに弊害は認められないとの意見もあった。もっとも、既に全文を公表している著作権等管理事業者が存在しているだけでなく、届け出られた使用料規程については文化庁が公表していることから、事実上、要望意見に対応する運用が既に採られていることが確認された。これらを踏まえ、委員会においては、全文公表を義務付けるには制度改正にあたって十分な立法事実が示される必要があるが、現時点においてそこまでの事情は認められず、全文公表の義務化の必要性は見受けられない一方、各著作権等管理事業者において、可能な限り届け出た使用料規程に係る情報提供がなされることが望ましい、との結論に至った。

⑮使用料徴収窓口の一本化について

意見募集において、複数の著作権等管理事業者が管理する場合、後発の著作権等管理事業者の登場によって追加的な支払いを請求されることになると、多くの利用者にとって不都合であり、また、複数の著作権等管理事業に対して個別に使用料を支払うことになると、使用料の二重徴収、三重徴収の結果を招くことにもなりかねないという懸念が示された。そのため、同一の利用について複数の著作権等管理団

²⁹ 著作権法令研究会編. 逐条解説 著作権等管理事業法. 有斐閣, 2001, 86 頁.

体への使用料支払いが生じるような場合には、利用者が一度にすべて著作権等管理事業者への支払いができるよう、使用料徴収窓口を一本化すべきという意見があった。一方、関係者ヒアリングでは、徴収窓口を一本化すると管理コストの高騰につながり、利用者及び権利者双方にとって望ましくないとする意見があった。

委員会では、徴収窓口を一本化するにあたって、著作権等管理事業者間において使用料規程を協議して定めることになれば、競争法に抵触するおそれがあるとの見解が示された。また、複数の著作権等管理事業者に支払うべき使用料の総額があらかじめ決定されてしまうと、各著作権等管理事業者が使用料を設定するに際して差別化が難しくなり、自由競争が生まれにくくなり、権利者にとって委託先の選択が狭まることになるのではないのかという意見も示された。以上を踏まえ、後発の著作権等管理事業者の登場による二重徴収、三重徴収の回避のためには、例えば、利用者が著作権等管理事業者と包括的な利用許諾契約を結ぶような場合は、著作権等管理事業者ごとに管理著作物等が利用された割合を反映した使用料とすることが望ましいとの意見が示されるとともに、権利処理の事務の一元化については、競争法上の問題が生じないように留意しつつ、民間の自主的な取組として進めることが望ましい、との結論に至った。

⑩管理著作物に係る情報の公開について

意見募集において、現状、著作権等に関する管理状況を把握することが難しく、委託状況に変更があった場合、利用者がそれを知らずに利用を継続してしまったり、二重に使用料を支払わなければならないようになったりする可能性が指摘された。そのため、非一任型管理事業者及び著作権等管理事業者に管理著作物に関する情報の公開義務を課すべきという意見があった。また、一分野に複数の著作権等管理事業者が存在する場合は、個々の著作権等管理事業者が管理著作物等の情報を公開するだけでは、利用者が著作物等の管理状況を把握することは困難であり、個々の著作権等管理事業者の管理著作物等に係るデータベースを統一すべきであるという意見もあった。

これらの意見に対し、関係者ヒアリングでは、分野によっては管理事業の規模が小さく、大規模なシステムを構築して情報公開を行うことが困難であるとして、公開の義務付けは妥当でないという意見があった。データベースの統一については、事業者ごとにデータ項目が異なるために生じる技術的問題やシステム構築の費用負担の問題があるとして、データベースの統合を義務付けるのは不適切であるとの意見があった。

委員会では、現行法も、利用者の利便性に鑑み、著作権等管理事業者に対し、管理著作物等に関する情報の提供を努力義務として課しており（法第17条）、情報公開を進めていくことが望ましいことが確認された。一方で、管理事業の規模や個々の事業者の事情によっては、一律に情報公開を求めることは現実的ではなく、引き続き努力義務として同条を維持しつつも、情報公開を怠る事業者に対しては、文化庁長官がより実効性のある措置を講ずることもありうる、との結論に至った。

また、各著作権等管理事業者の有する著作物等に関する情報を統合したデータベースの構築は、基本的には民間で取り組むべき問題であり、構築にあたっての費用負担や、運営体制、データ項目の統一等の様々な課題があることが確認された。一方で、著作物等の利用円滑化に資するこのような取組については、文化庁が側面から支援を行うことが重要であるとの指摘もあった。これらを踏まえ、今後は、文化庁において、権利情報を統合したデータベースの構築について、予算措置等の支援を検討する必要があるとの意見が示された。

⑰使用料徴収額・分配額の公表について

意見募集において、使用料徴収額・分配額は、管理事業の実施状況を示す客観的な指標であり、著作権等管理事業者の信頼性を判断する基準として重要な要素となるため、全ての事業者に公表を義務付けるべきであるとの意見があった。

一方、関係者ヒアリングでは必要に応じて文化庁への報告を行えば足りる、個人情報に関係する場合があるため、公表すべきではないという意見があった。

委員会では、著作権等管理事業の透明性を確保する観点から、情報公開を促進することは重要であるとともに、使用料徴収額及び分配額の総額の公表については、個人情報の保護や営業秘密の観点から問題となることはないのではないかとの意見があった。一方で、委託者や利用者が少数であるため額の公表によって個々の委託者への支払・分配の額が推測されるような場合や、金額の公表が著作権等管理事業者のビジネスに影響を与えうる場合には、総額であっても公表自体が不適切な場合もあり得るとの意見もあった。これらを踏まえ、委員会においては、総額の公表を制度的に義務付けるのではなく、まずは、法第 19 条に基づく文化庁長官の報告徴収においてこれらの額を把握し、文化庁の監督を通じて適切な業務運営を確保するという現状の運用で対応することや、あるいは、これらの情報を法第 18 条に規定する財務諸表等として事業所に備え置くことを求めること等が望ましい、との結論に至った。

5. まとめ

本調査研究においては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006 を踏まえ、施行後 15 年を経過した著作権等管理事業法について、規制緩和の観点から見直しの可否を検討するとともに、同法の評価や課題についても意見を広く求め、制度全体を通じての見直しの可否の検討を行った。検討結果を要約すれば以下のとおりとなる。

(1) 規制 8 項目の緩和について

意見募集や関係者ヒアリングを実施した結果、同法の規制 8 項目について規制緩和を求める意見はほとんどなく、委員会でも、それぞれの項目について、基本的には、現行制度をさらに緩和するのは適当ではない、との結論に至った。

もっとも、登録事項の変更の届出に関して、登録事項の変更から 2 週間以内とされている届出期間を緩和することについては、やむを得ない理由により一部の添付書類の提出が間に合わない場合には追完を認めるべきであり、制度的な手当てを待つまでもなく許容されるべきであるとの意見や、制度的な明確化を図り、一定の場合には添付書類を変更届出書と同時に届け出る必要がない旨を明文化するという選択肢が示された（本報告書 4. (2) ②）。今後、文化庁においてこれらの意見を検討し、必要な対応が講じられることが期待される。

また、軽微な使用料規程の変更について利用者への意見聴取の努力義務を免除してほしいという要望については、変更内容に応じて求められる意見聴取の努力義務のレベルは異なると考えられることから、柔軟な運用が可能であることが確認された（本報告書 4. (2) ⑧）。

(2) 規制緩和以外の見直しについて

一方、意見募集や関係者ヒアリングにおいては、規制緩和以外の観点からの意見が多数寄せられた。これらの意見について委員会において検討した結果、運用改善が提案された項目、著作権等管理事業者による取組が期待される項目及び制度改正を含めた対応の検討が求められる項目が示された。

【運用改善が提案された項目】

運用改善が提案されたものとして、まず、著作権等管理事業者の廃業の事実を利用者が認識しやすくするという観点から、廃業した著作権等管理事業者の情報（廃業事実や廃業年月日等）を文化庁ウェブサイトで継続的に提供することが望ましい点が確認された（本報告書 4. (3) ③）。

また、協議開始・再開命令申立てに係る利用者代表制度の在り方については、現行制度を維持しつつも、例えば、指定管理事業者の指定の際に実態に即して細分化した利用区分を設定するなど、利用者の意見を適切に集約して迅速な協議ができるような運用上の工夫を行うべきであるとされた。加えて、利用者代表の要件の見直しや利用者代表決定のプロセスを改める必要がある場合には、制度改正を検討する必要がある

とされた。さらに、一度利用者代表適格性が確認された利用者が、法第 23 条第 4 項に基づき、文化庁に協議開始（再開）命令の申立てを行う場合でも、規則第 22 条第 2 項に基づき改めて疎明資料の提出が必要となるが、文化庁は、手続の簡素化や協議の継続性なども考慮して、提出を求める疎明資料の内容や利用者の代表適格性について判断する必要があるとの意見が示された。（本報告書 4.（3）⑪）

これらの他、審議の客観性・公平性・透明性等の確保のため、使用料規程の裁定に係る審議に際しては、使用料部会の委員の中に利害関係がある委員が含まれている場合はその委員を除くとともに、関係当事者のほか、事案に詳しい者の意見を踏まえて審議を行うことが望ましい、との意見（本報告書 4.（3）⑬）や、管理著作物等に係る情報を利用者の利便性に資するような形で提供することの重要性等が確認され、文化庁において権利者の情報を統合したデータベースの構築に対する予算措置等の支援を講じる必要があるとの意見が示された（本報告書 4.（3）⑯）。

【著作権等管理事業者による取組が期待される項目】

著作権等管理事業者による取組が期待されるものとして、委員会では、著作権等管理事業者の管理する著作権等の委託先が変更された場合に利用者に変更による不利益を被ることを避けるため、著作権等管理事業者は、管理著作物等に係る情報の適切な公開を充実させることが望ましいとされた（本報告書 4.（3）⑯）。

また、使用料規程の届出・変更の際の意見聴取に関しては、意見聴取の努力義務には、利用者が意見を述べる上での判断材料となるべき情報を著作権等管理事業者が提示し、相応の説明を利用者側に行うことが当然含まれるべきであり、著作権等管理事業者による適切な対応が期待される、とされた（本報告書 4.（3）⑧（iii））。

さらに、著作権等管理事業者に対して、使用料規程を届け出た後に当該使用料規程の全文を公表することを義務付ける制度の導入は不要とされたが、全文公表による弊害も認められないことから、各著作権等管理事業者において、可能な限り届け出た使用料規程に係る情報提供がなされることが望ましい、とされた（本報告書 4.（3）⑭）。

加えて、後発の著作権等管理事業者の登場による二重徴収、三重徴収の回避のためには、例えば、利用者が著作権等管理事業者と包括的な利用許諾契約を結ぶような場合は、著作権等管理事業者ごとに管理著作物等が利用された割合を反映した使用料とすることが望ましいとの意見が示されるとともに、権利処理の事務の一元化については、競争法上の問題が生じないように留意しつつ、民間の自主的な取組として進めることが望ましい、との結論も示された（本報告書 4.（3）⑮）。

これらの他、著作権等管理事業の透明性を確保する観点から、使用料徴収額及び分配額の総額についてはできる限り公表されることが望ましく、各著作権等管理事業者においては、財務諸表等とともに事業所にこれらの記録を備え置くことが望まれる、との結論に至った（本報告書 4.（3）⑰）。

【制度改正を含めた対応の検討が求められる項目】

意見募集や関係者ヒアリングにおいてとりわけ多数の意見が寄せられたのが、使用料規程の届出・変更に係るプロセスの見直しについてであった。委員会では、使用料

規程の意見聴取について、届出前に使用料規程の内容を一定期間公表して意見を募ることで利用者が意見を申し述べる機会を実質的に確保する、といった改善案が示され、制度改正あるいは運用改善による対応を検討する必要があるとされた（本報告書4.（3）⑧（i））。

また、一般管理事業者の使用料規程の届出に関して、指定管理事業者と同じように利用者との協議や文化庁長官の裁定のプロセスを設けるべきか否かという点については、著作権等管理事業者から提出された疎明資料を踏まえて意見聴取の努力義務の履行状況について文化庁が利用者側に確認を行うといった運用上の対応のほか、一般管理事業者に対しても協議応諾義務や当事者に文化庁長官の裁定を求めることができるものとするなど、複数のアプローチが提示され、そのメリット・デメリットが議論されたところである。引き続き、諸外国における使用料の決定プロセスの実態や運用について調査を行うなどして、更なる検討を進めるべきである、との意見が示された（本報告書4.（3）⑩）。

本調査研究の委員会における検討を踏まえ、今後、権利の保護と利用円滑化の観点から、著作権等管理事業者による業務運営の更なる改善が望まれるほか、文化庁において、運用改善への着手や制度改正を含めた対応についての更なる検討が進むことが期待される。

○巻末資料

I. 関係者ヒアリング回答一覧

①管理事業に対する国の関与の強化（管理事業の規制強化）

(i)著作権等管理事業を許認可制に移行することについて

【管理事業者】

- ・ 登録制や届出制から許認可制に戻すことについては、今のままで支障ない。戻す必要はない。
- ・ 基本的には、国の管理を強めるのは反対である。
- ・ 許認可制については、現状制度を維持すべきである。
- ・ 参入規制は、行政庁の裁量の余地をできる限り少なく、客観的な明確な基準を有するものが望ましいという理解である。法をより厳しく運用すれば、新規参入が減ると考える。
- ・ 運用部分で、他の著作権等管理事業者とともに場面の中で十分に調整しながら、利用者にもっと使ってもらいやすく、マーケット自体が拡大していくことができると考える。
- ・ 競争原理の有効性と法の定着について安定期に入っていると考えられる。よって移行すべき理由は見当たらない。
- ・ <管理委託契約約款の内容や基準について、著作権等管理事業者と権利者の二者間で自由に取り決められるべき部分があるか>³⁰
当協会の管理委託契約約款、使用料規程は著作権等管理事業者と権利者の取り決めを考慮し策定されたものである。使用料規程の料金基準等にご納得いただけなかった権利者については、現在でも非一任型の許諾代行業務にて、著作物利用の窓口を当協会で承るなど、あくまで著作権者を第一にした運営を行っている。
- ・ <許認可制に移行させることについて>
現状の届出制においても、また許認可制への移行においても、基準を明確に示すべきであると考え。特に許認可制に移行するのであれば、行政手続法の趣旨から考えても、許認可の要件、手順、審査基準、標準処理期間などの情報を明確に示さなければならないと考えている。
またその定める基準においても、ある特定のものしか許認可を受けられないような基準ではなく、できる限り広く、多くのものが許認可を受けられるような基準にすべきであると考え。
- ・ 当協会としては、届出制から許可制に戻すべきか否かというコメントすることはない。
- ・ 著作権等管理事業の規制強化は特段の必要がない。規制強化はかえって権利者・

³⁰ <>内は、関係者ヒアリングの際の質問事項を示す。以下、同様。

利用者双方の要望に則した柔軟な対応の機会を失いかねない。

- ・ <許認可制と登録制による事業者の負担の差>
許認可制にすることにより、時間的にも費用面においても負担は増加するものと思われる。
- ・ <管理委託契約約款の内容や基準について、著作権等管理事業者と権利者の二者間で自由に取り決められるべき部分があるか>
著作物の利用者への速やかな提供を考えると、当該部分は一部あっても良いと考えられる。当協会では、権利者から使用料規程改定の要望があった場合でも、利用者からの意見を聞いた上で、規程内容を取り決めてきており、現行の形式で問題ないと考えている。
- ・ 許認可制に移行することで、登録制より時間を要する等により権利者、利用者に対する柔軟な対応の機会を逸し、利用と権利保護のバランスが失われるおそれがある。
- ・ 著作権の流通促進を図るという著作権等管理事業法の趣旨からすると登録制を維持すべきだと考える。登録制の方が、より多くの方に著作物に対する関心を持っていただけたらと思う。

【利用者】

- ・ 「著作権等管理事業」を許認可制に移行することまでを求めるわけではないが、安易な事業立ち上げにより利用者の手間、コスト等の負担が増えるだけ（既存事業と異なる許諾方式、利用料計算方法等）といった状況は避けていただきたい。例えば、著作権等管理事業法の目的（第1条）の前段（著作権及び著作隣接権の管理を委託する者を保護する）だけではなく、後段（著作物、実演、レコード、放送及び有線放送の利用を円滑にし）についても実現しうるだけの具体的手段が明示されている等を届出要件に加えるなどといった対応も検討すべきと考える。
- ・ 使用料規程の改訂、変更に当たっては、正当な理由があるかを厳格に審査する制度構成としていただきたい。これまで複数の著作権等管理事業者の使用料規程の変更を経験してきたが、それらの多くの場合で、当該著作権等管理事業者との協議、交渉の場が設けられることはあっても、また、当会としての意見を表明しても、それらのほとんどは受け入れられず、結果的に一方的な変更となり、かつ、その間に必要な情報の提供も不足するといった事態が生じている。直近においても、我々が「使用料規程改訂に関する意見書」を提出したのち、およそ4か月後まで正式な回答もなく、その間に新たな（重要な）規定がほとんど説明もなく追加されていたという経験もある。
- ・ 権利のない者から受託されることのないように審査していただきたい。
- ・ 今のままで支障ない。登録制や届出制から許認可制に戻す必要はない。
- ・ 現行法に基づき、著作権等管理事業者としての適格性が文化庁長官による適切な監督権限行使によって担保されることを要望する。
- ・ 登録制から許認可制に移行することについて議論はあったが、時間の針を戻して

制度を許認可制にするまでの要望はしないことにはなった。ただ、これ以上規制を緩和するための要件も見当たらない。

- ・ 事業者の登録要件が甘いのではないか。最低限、届出者の素性等については確認すべきで、許認可制にすべきである。
- ・ 届出をした著作権等管理事業者が、登録後に反社会的勢力である事が判明した場合であっても、あるいは、文化庁に対する虚偽申告又は利用者への虚偽の説明を行っていた場合であっても、著作権等管理事業者に対する厳重な処罰や利用者に対する救済措置が担保されていないことは大きな問題であり、反社会的勢力か否かの審査や厳格な登録要件を課した上で、許認可制にすべきである。利用者は、代替性のない著作物を管理する著作権等管理事業者がその虜があったとしても協議しなければならないのか。
- ・ 新規に登録する事業者について、その事業者が登録に値するか、利用者から意見を聴取する仕組みがあってもいいと考える。
- ・ 指定管理事業者ではない一般管理事業者でさえ、訴訟において、「使用料規程は届出制・協議は努力義務」という相手（著作権等管理事業者）方の主張は、認められなかった。「利用者との協議を得て、その内容を周知させ、更には利用者の納得を得る必要があると解すべき」であるという判決がされた。その事実から、著作権等管理事業者の意見聴取の努力義務では足りないとの司法判断を受け、当該判決に準ずる規程に変更するべきだ。
- ・ <著作権等管理事業について>
演奏権管理を、現実に運営遂行することができる体制を整えていることを審査する必要がある（徴収を行うことができる支部数、従業員の数、演奏権管理の実情知識、経理負担能力、演奏権利用の二重徴収を防止する協議・調整体制、等）。
基準に満たない事業者は、JASRACに窓口を一本化する。
- ・ <登録内容の重大な変更による著作権利用の弊害について>
管理実態がないにも関わらず、演奏権管理を開始する登録内容を一方的に変更した著作権等管理事業者からの支払い要求。
- ・ <要件を厳格化した上での届出制維持について>
要件の厳格化と許認可制は、次元の違う話である。主張としては、許認可制にする方がよいということである。
- ・ <許認可制に移行させることについての是非について>
演奏権に関しては、ほかの支分権と比べて特に問題が大きく、許認可制にすべきである。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ そこまで時間を巻き戻す必要があるのか疑問が残る。

(ii)著作権等管理事業の登録要件を厳格化することについて

【管理事業者】

- ・ 著作権等管理事業者としての適格性は文化庁長官による適切な監督権限行使で担保することが可能であり、登録要件の厳格化は不要と考える。なお、登録事項の変更に関して、現行の届出期限である「変更の日から二週間以内」はときとして実務的に対応困難なるため、事業承継の届出と同様、変更の日から「三十日以内」に延長することが適当と考える。
- ・ 規制強化の方向にすることは、実質的に活動する著作権等管理事業者を選別して利用者にとっての業務の安定化に資することはありうる。
- ・ <現状の登録要件についてどう考えるか>
当協会では、現状の登録要件に合致するよう整備をすすめ、現在業務にあたっている。
- ・ <実質的な管理体制を確立しないままに管理事業を開始した例、その弊害はどのようなものか>
管理事業を行おうとする法人が、法に定める人的要件、物的要件、財産的要件を整えることは当然のことであり、この点については、しっかりと確立すべきであると考え。
- ・ <何をもって実質的な管理体制が確立したというのか>
法に定める人的要件、物的要件、財産的要件を整えることを言うのではないかと考える。
- ・ <その他に登録にあたっての要件として必要な項目があるのか>
著作権等管理事業法第6条に示されている欠格要件は残すべきであると考え。
- ・ <事業者の資本状況を登録要件として設けることの是非>
必要であると考え、その登録要件が過度な負担にならないよう、配慮する必要はあると考え。
- ・ <現状の登録要件についてどう考えるか>
著作権等管理事業者の登録要件は、現状で十分だと考えている。
- ・ <実質的な管理体制を確立しないままに管理事業を開始した例、その弊害はどのようなものか>
現在の制度では可能と考えられるが、利用者、権利者に対して十分な対応ができなければ淘汰されていくものと考えられる。
- ・ <その他に登録にあたっての要件として必要な項目があるのか>
現状の登録要件は最低限必要かつ十分と考える。
- ・ <事業者の資本状況を登録要件として設けることの是非>
実質的な管理体制のない著作権等管理事業者の登録を避けるために、一定の要件は必要と思われるが、現状の登録要件に特段追加は必要ない。
- ・ 資本力があることイコール集中管理ができることにつながるのか。資本金305万円の有限会社だが、管理している著作物は1億件を超えている。何をして、厳格化なのかという問題もある。

【利用者】

- ・ <実質的な管理体制を確立しないままに管理事業を開始した例、その弊害はどのようなものか>
受託著作物が同定されていないまま事業を開始。
例：学著協の海外著作物の管理
- ・ 現行法に基づき、著作権等管理事業者としての適格性が文化庁長官による適切な監督権限行使によって担保されることを要望する。
- ・ 事業者の登録要件が甘いのではないか。最低限、届出者の素性等については確認すべきである。
- ・ 届出した管理事業者が、登録後に反社会的勢力である事が判明した場合であっても、あるいは、文化庁に対する虚偽申告又は利用者への虚偽の説明を行っていた場合であっても、管理事業者に対する厳重な処罰や利用者に対する救済措置が担保されていないことは大きな問題であり、反社会的勢力か否かの審査や厳格な登録要件を課すべきである。
- ・ 新規に登録する事業者について、その事業者が登録に値するか、利用者から意見を聴取する仕組みがあってもいいと考える。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 具体的な要件を考えるのは難しいと思う。

(iii)非一任型管理事業を禁止することについて

【管理事業者】

- ・ 現行どおり、非一任型管理事業は規制対象外とするのが適当と考える。本来、使用料は各権利者の意思によって決定されるべき性質のものである。非一任型管理事業を禁止することにした場合、使用料を自らの意思によって決することを望む権利者は、個別管理で対応せざるを得ず、利用者においても、許諾申請窓口が分散して利便性が損なわれる事態が想定される。
- ・ 現実的とは考えられない。
- ・ <非一任型管理事業を禁止することによる影響について>
非一任型管理事業を禁止すべきではないと考える。そもそも著作権は著作権者にとって大切な財産権を含む権利であり、その規制は最小限なものであるべきと考える。非一任型について規制を行った場合、非一任型管理事業者の示す使用料規程に同意できない著作権者は、個人で著作権管理を行うしか方法がなくなり、著作物の流通が著しく制限されることとなる。
また現在、著作物の利用方法は様々な利用形態が、日々、新たに生まれてきている。そのため、使用料規程に定める範囲外の利用について対応する必要がある。

利用者に示す料金表であるという性質を考えれば、使用料規程はできる限り綿密に定める必要がある。

画一的な使用料規程のみを基準に、著作権管理を行うことは、利用者の利用方法も制限しかねないのではないかと考える。

・ <非一任型管理事業を禁止することの是非について>

前項に記した影響を考えると、非一任型管理事業を禁止すべきではないと考える。

- ・ 音楽著作物に関しては、どの利用者のどのような案件に対してどのような条件で利用させるかを権利者が個別に判断することがビジネス上不可欠の分野（広告における音楽利用、ゲームにおける音楽利用等）がある。非一任型管理事業が禁止されると、こうした画一的な管理になじまない分野について、権利者は管理委託自体を断念して自ら管理するという選択を迫られることとなる。しかし、こうした利用分野においても、著作権侵害（無許諾利用）や債務不履行（使用料の滞納）は発生するため、著作権等管理事業者への管理委託のニーズは決して低いとはいえない。

著作権等管理事業法は、「利用の円滑」を全てに優先させることを是とする法律ではなく（1条）、むしろ、その立法趣旨の第一に「著作者の意思の尊重」を掲げていたのである（著作権審議会権利の集中管理小委員会報告書）。非一任型管理の禁止は、この第一義を軽視するものであると言わざるを得ない。

- ・ 美術家の場合、著作物利用の個々のケースに応じて対応を変えることが多い。一任型の処理方法では、このような実態に合わないので、委任を躊躇させる要因になると考えられる。また、一任型は使用形態の類型化を前提としているが、それまででない利用形態が出た場合や類型化がなじまない利用形態の場合、対応が難しいと思われる。このような点から、非一任型の業務は必要と考える。

一任型、非一任型管理事業を併用する形で、どこかが管理するのであれば、権利者は権利委任しやすいのではないかと考える。

上記の理由により、非一任型管理事業の禁止まで踏み込むことには、反対である。

- ・ 指値とはいっても業界慣行や相場感があるので、取引の大半は予測できないものではない。著作権等管理事業法で非一任型管理事業が禁止されて指値の取引が禁止されるとすれば、個別管理を行う権利が増えるだけのことであって、社会のニーズに逆行するものではないか。
- ・ 非一任型管理事業の禁止には賛同しかねる。利用と権利保護のバランスが失われるおそれがある。
- ・ <非一任型管理事業を禁止することによる影響について／非一任型管理事業を禁止することの是非について>

現状で実務的に何ら支障なく順調に進んでいる中で、非一任型管理事業を「禁止」することによる規制強化はかえって権利者・利用者双方の要望に則した柔軟な対応の機会を失いかねない。

- ・ 禁止すべきではない。全てを規制する目的は何なのか。縛りを多くするよりも、著作物には裕度というか、自由さがあつた方がよい。二次的な使用の問題など、固定できないことが色々ある。また、管理の問題として、生物の生理学的な写真や天文学の写真など、非常にコストがかかっている著作物もある。そういうものは、

管理委託契約約款の決まった値段で管理するのは難しい。

【利用者】

- ・ <非一任型管理事業を禁止すべき理由>
合理的理由が明示されないままの一方的な利用料値上げにより、著作物の利用の抑制に働くため。
- ・ <非一任型管理事業を禁止することによる影響について>
著作物の利用の促進が図られる。
- ・ <非一任型管理事業を禁止することの是非について>
著作物の利用促進の観点からは是と考える。
著作権等管理事業者に一任型で管理委託されることにより簡便な利用契約が可能となり、利用が円滑になされるものである。また、管理委託著作物は全て非独占的管理しかできないようにしていただければ、同一の著作物が複数の著作権等管理事業者に管理委託されることにより、利用料に競争原理が働き、利用者にとってもメリットが生じ、更に利用が円滑になると考えられる。
- ・ 非一任型管理について許諾申請窓口の集約化が図られている点は利用者のメリットと考える。非一任型管理事業を禁止することにした場合、使用料を自らの意思によって決することを望む権利者は個別管理で対応することになり、利用者において、許諾申請窓口が分散して利便性が損なわれることを懸念する。非一任型管理事業に関する不具合の是正については、著作権紛争解決あっせん制度の活用も一案である。
- ・ 事業者の登録要件が甘いのではないか。最低限、届出者の素性等については確認すべきである。
- ・ 届出した著作権等管理事業者が、登録後に反社会的勢力である事が判明した場合であっても、あるいは、文化庁に対する虚偽申告又は利用者への虚偽の説明を行っていた場合であっても、著作権等管理事業者に対する厳重な処罰や利用者に対する救済措置が担保されていないことは大きな問題であり、反社会的勢力か否かの審査や厳格な登録要件を課すべきである。
- ・ 新規に登録する事業者について、その事業者が登録に値するか、利用者から意見を聴取する仕組みがあってもいいと考える。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 禁止すると、その部分の委託を権利者が行わなくなるので、現実的ではないと思う。

(iv)非一任型管理事業者も含め、著作権等管理事業法の規制の対象とすることについて

【管理事業者】

- ・ 現行どおり、規制対象を一任型管理事業に限定するのが適当と考える。非一任型管理事業に規制が及ぶとした場合は非一任型管理の実施につき萎縮効果が働き、利用者にとっても、許諾申請窓口が分散して利便性が損なわれるおそれがある。
- ・ 非一任型管理事業も規制の対象に含むことに関しては、現在の著作権管理業務を逆に狭める可能性もあり、自由契約の原則に基づく非一任型は、法の外に置くべきと考えられる。(自由度が狭まる。)
- ・ 指定管理事業者と非一任型管理事業者をみても、それほど大きな(支払う金額が上がるような)問題は生じていないように思える。
権利者の意向もあるので、自由経済の原則によって、お互いの契約によって業務を行うことが必要ではないかと考える。
- ・ <一任型ではなく非一任型の業務形態を維持する理由(非一任型管理事業を行う事業者及び権利者)>
現存の著作権管理団体が定める一律の使用料規程では、著作権者の真の意思を反映せず、著作権者にとって大切な財産である著作権を、権利者の希望どおり管理できない場合が生じる。
著作権の管理にあたっては、著作権者の意思が最大限に尊重されるべきであり、著作権者の意思が最大限に反映される方法が、担保されるべきであると考えます。
- ・ <非一任型管理事業が著作権等管理事業法の対象となることの是非>
非一任型管理事業での取り扱いについても、著作権等管理事業法の規制の対象とすべきであると考えます。
一任型の著作権管理団体以外に登録する著作権者については、その所在が分かりにくくなっており、著作権等管理事業法が第1条でかかげる「利用を円滑にし、もって文化の発展に寄与すること」という目的を、阻害する一因にもなっている。また非一任型の法人は、なんら法律の規制を受けないことから、利用者等からその存在に対し、疑念が示される事態も生じている。
「著作権」、「著作隣接権」を扱う、又は著作権者の窓口となる法人など「著作権を取り扱う全ての機関」を、幅広く登録の対象として著作権の取り扱い事業者を管理する制度を構築すべきであると考えます。著作権等管理事業者の裾野を広げることには、著作権等管理における自由競争を確保しつつ、また、権利者の自らの権利に対する自己決定権を守り、更には著作権者不明による流通の阻害を是正することにつながるのではないかと考える。
- ・ 非一任型管理事業者への規制は、価格についてではない。著作権という日本の文化にも関わる大切な権利であるため、一定程度、取り扱う事業者の規制が必要であると考えます。
もう1つは、著作権等管理事業を行う団体が、非一任型の管理団体であったとしても、財産基盤の問題で突然倒産して、管理が行われなくなるということがあれば、多くの混乱を招くことになる。そういった部分での規制などの対応が必要であると

考える。

- 広告やゲームにおいては、個別的な判断を各著作権者がする必要がある。そのようなニーズのため、非一任型の業務を行っている。

長年、指値でのビジネスの形態があり、法律で禁止した場合には、業界に与える影響・混乱は大きいと考える。

- 非一任型管理事業の規制・見直しについては、現状では必要ないと感じている。
- 非一任型管理事業については、規制の強化やその内容によって、美術家からの委任が減る可能性がある。

他方、非一任型管理事業をしていく上で、利用者や権利者の利益になることが明白であれば、規制があっても構わない（ただし、管理事業を行う者の業務上の負担は考慮されなければならない）。

- 著作権制度の原初的で重要な要素である許諾権の行使を、罪悪視するような昨今の風潮はおかしい。実演家をマネジメントする立場の当協会会員社の立場からすれば、許諾権の行使は、露出調整という重要なビジネス上のツールである。その一方で、著作権等管理事業法における一任型の管理においては、利用者の許諾の申入れに対して一律応諾義務が課せられることから、一任型の権利処理には包括され得ない。それでは許諾権を手元において留保し、個別管理せざるを得ない権利者ばかりが増えてしまう状況にあるため、当協会において非一任型管理事業を行っている。非一任型の管理においては、「対価の決定」、「許諾の許否」の裁量権は、個々の会員社に留保され、事務処理の全てを当協会が集中的に行う形を採る。利用者である放送局とは、相互理解と協力関係を背景に、理由なく利用が妨げられるような事例はない。また、非一任型管理事業であっても、正当な理由がない限り、断ることはない。まともな申請をごねて値段を吊り上げるようなこともない。非一任型管理事業の場合、対価の基本は指値であり会員社自らが考えるが、実態は協会慣行や相場感で動いている。こうした部分まで規制の対象としようとするのは誤りであり、反対である。全てを規制しようというのではなく、北欧の拡大集中許諾におけるオプトアウト制度の導入など、知恵を働かせて欲しい。

- <一任型ではなく非一任型の業務形態を維持する理由（非一任型管理事業を行う事業者及び権利者）>

一任型管理事業で対応しきれない権利者への細かい要望に対応するため現状では維持が必要。

- <非一任型が管理事業法の対象となることの是非>

非一任型を管理事業法の対象とすることで、権利者・利用者双方の多様な要望に応えられなくなるほか、利用者との合意に相当の期間・コストを要する可能性も高いことから非一任型管理事業を管理事業法の対象とはしない方が良いと思われる。

- 現在、非一任型を扱っていないが、含めるべきではない。

【利用者】

- 非一任型も規制の中に取り込むべきである。
- 究極的には全て一任型管理事業で、利用がどんどん図られる形。

- ・ 言い値でどんどん値上げされるのは安定的、継続的な利用を確保する観点から非常に困る。また、利用許諾の方法として、「紙コピーも、電子的複製も許諾」や「紙コピーは良いが、電子的複製は許諾外」といった条件や複製部数やページ数の条件がバラバラになっているので、それを統一して管理される形にしていきたい。
- ・ <非一任型管理事業が管理事業法の対象となることの是非>
 - 「(iii)非一任型管理事業を禁止することについて」を求めるが、それが困難な場合、少なくとも著作権等管理事業法の対象とすることは必須と考える。
- ・ 非一任型管理事業について許諾申請窓口の集約化が図られている点は利用者のメリットと考える。非一任型管理事業を規制対象に加えることにより、非一任型管理の実施に萎縮効果が働くことを懸念する。
- ・ 指定管理事業者の使用料規程の利用区分が、音楽出版社を含む委員の提起から端を発し、利用者が異議を述べるできない管理委託契約約款において指値に変更された。もしこのような事態を許容すれば、大手の音楽出版社が幅広く、全ての利用区分を同様に要望した場合、利用者は、適正な料率で利用ができたものを、突然、交渉相手が著作権等管理事業者でなくなり、利用者代表の納得を得ていない高い使用料を負担するか、又はその利用を控えることを余儀なくされてしまう。本来、著作物の許諾に際し、自己の意向を反映させたい場合、著作権等管理事業者が管理委託することなく、楽曲単位で管理委託から除外することを選択すればよい。少なくとも使用料規程の利用区分ごと指値になる事自体、管理事業法上あってはならない。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 非一任型管理事業を管理事業法の対象にするのは難しいと思う。

(v)管理事業を一本化することについて

【管理事業者】

- ・ 報告フォーム等の共通化など、著作権等管理事業者間の競争を損なわない範囲内での一本化は有益と考えるが、使用料規程について業界統一ルールを策定することは著作権等管理事業法の制度趣旨に悖ると考える。
- ・ 権利情報を集約したデータベースの構築は、積極的に進めるべきであると考えます。
- ・ 事業の根幹となるような指定管理事業者のルール変更は、協議会を作り、定期的実施する方法や、著作権等管理事業者間（民）で解決する方法もある。法令順守の下、色々な角度から検討してよいと考える。
- ・ 二重徴収などの問題は、個別につぶすようなことをしてきた。しかし、これがもっとオープンな場で行われていれば、新規参入を考えているところも、情報を取得することができる。機動性高く行われるものと、ある程度規制されているものと、

両方あってもよいと思う。

- ・ 指定管理事業者の使用料規程改定は、直接的な不利益はないが、連動して管理委託契約約款改正や管理システムの変更が必要となる。
- ・ 支分権や利用形態など、自由競争するためのベースの部分に、一方的に手が入ってくることは、自由競争の大前提となる部分を勝手に変えられると感じる。その部分については、オープンにして話をし、統一のものを設けるという切り分けが大切であると考える。
- ・ 管理事業の一本化については、業務の一本化は困難であるが、同様の管理事業を行うものが協議を行い、より利便性の高い窓口の構築に現在取り組んでいる。
- ・ <新規参入者が使用料額を決定するにあたって、既存の著作権等管理事業者と調整することがあるか>
当協会が使用料規程を定めるにあたって、他の著作権等管理事業者との調整は行わなかった。
- ・ <徴収窓口の一本化の是非>
徴収窓口を一本化することは、管理コストの高騰につながり、その影響は利用者、権利者双方に及ぶものとなる。そのような方策は取るべきではないと考える。
- ・ <統一ルールを形成することの弊害や実現可能性について、統一ルールを形成することの是非>
著作権管理、著作物の流通において自由競争は残されるべきであるし、著作権者の財産権が侵害されるような方策は採るべきではないと考える。
- ・ コスト負担、実効性の確保、独占禁止法との関係等への配慮は必要であると思われるが、利用者の利便性を向上させる見地から、様々な可能性について検討することが望ましい。
- ・ 一般論として、役務提供の相手方との取引の条件（対利用者取引においては利用許諾契約の内容、対著作権者取引においては管理委託契約の内容）について競争事業者間で協議することは、独占禁止法に抵触するおそれがあると認識している。仮に、著作権等管理事業においては、そのような協議がむしろ推奨される場合がある、ということであるならば、その協議と独占禁止法との関係について著作権等管理事業者にリスクが生ずることのないよう、文化庁が公正取引委員会と協議した上で、具体的なガイドラインを示すなどの環境整備をすべきであると考える。
- ・ 関連団体等と取り組んできた権利処理機構への窓口一元化については、利用者は、窓口が複数存在していた従来と比べて権利処理機構にだけ申請すればよいので、その分楽になったと考えられる。利用が伸びたのはネット配信事業自体の伸張という面も大きいかもしれないが、権利処理機構の試みは、そもそもネット配信にどう対応するかで始まったものである。ネット法における議論で許諾権の切り下げの話があったが、タレントマネジメントにおいては、許諾権を失ったらおしまいである。そこで、許諾権を生かしたまま当協会が著作権等管理事業を行い、更に一任型と同時並行して権利処理機構で一元的に処理を行う現在の形を確立した。
利用の円滑化という観点から言えば、当該権利処理機構は成功事例ともいえるが、別な問題も浮上している。ネット配信の単価は、従来の DVD 化などの場合と比べ

ると一桁低い数字である。利用がネット配信へ移行することによる相対的な価値の下落が生じており、申請件数は増えるが単価が下がる状況において、更なる経費削減に取り組むなどの必要が生じ、安定的な自走化を確率するためにはまだまだ課題が多い。そうした観点からも、法制度等により集中化を促進して権利処理の効率を上げていくことには一定の合理性があると考えられるが、他方、円滑化のために権利者の負担を一方的に求めるものであってはならない。権利者に適正な対価が還元されることを実現していくことも著作権を考える上での重要な論点であることを併せて指摘したい。

- ・ <新規参入者が使用料額を決定するにあたって、既存の著作権等管理事業者と調整することがあるか>
現在はないと思われる。現状では利用形態に応じた多様な価格帯がある。
- ・ <徴収窓口の一本化の是非>
現状でも一任型・非一任型双方の管理事業を行うことにより権利者、利用者双方のニーズへの対応を1つの窓口で可能としている。また本協会では、他の著作権等管理事業者等との連携により、ワンストップで利用可能な許諾に関する窓口を設けるなど、利用者に対して利便性を図るべく対応している。
- ・ <統一ルールを形成することの弊害や実現可能性について／統一ルールを形成することの是非>
現状では、多様な権利者が存在するため、統一ルールを形成するには相応の時間とコストがかかると考えられる。
- ・ 分野や業界でのデータベースは、あるにこしたことはないが、その前にやる必要があると思う。著作物の情報、画像や値段、出典の表記、隣接権の表記、利用の制限などの情報を統一することが先だと思う。

【利用者】

- ・ <著作権等管理事業者の新規参入により使用料支出が増大した例があるか>
著作物（出版物）の複製権の著作権等管理事業者の参入例（指定管理事業者から一部の管理機構が抜け、それまで指定管理事業者の管理であった著作物のうち抜けた管理機構の管理となった分が大きく値上がり）。
- ・ <徴収窓口を一本化しても、使用料額の増大の可能性はあるのではないかと>
利用者の事務の手間（コスト）が軽減する。
- ・ <どのような事項についてと統一ルールを形成する必要があるのか>
許諾方式、料金の計算方法。
- ・ <事業者ごとに対応が異なることにより、どのような弊害が生じているのか>
事務作業の手間、利用量調査の手間。
- ・ <ルールの拘束力はどの程度必要なのか>
統一ルールから外れるものは許可しない。
- ・ <自主的な取組により解決する余地はないのか>
著作権等管理事業者は、権利者の同意が必要と、取り組みに消極的。
- ・ 報告フォーム等の共通化など、著作権等管理事業者間の競争を損なわない範囲内

での一本化は有益と考えるが、使用料規程について業界統一ルールを策定することは管理事業法の制度趣旨に悖ると考える。

- ・ 番組をつくっている現場が音楽などをそれぞれのウェブサイトを見て、チェックするのは作業の負担が大きい。相当な曲を使うので、あると非常にありがたい。
- ・ 同じ著作物で支分権ごとに別の著作権等管理事業者が管理している場合がある。各著作権等管理事業者のウェブサイトで調べる際に、著作権等管理事業者間で情報に時差があったりすると業務に支障が生じる。
- ・ データベースを構築することは、もちろん必要ではあるが、作家は著作権等管理事業者を自由に異動できる。異動の度に請求されると、ライセンスが二重、三重になる可能性がある。
- ・ 多くの著作権等管理事業者から演奏権徴収をされると、申入れられた側は弱い立場にならざるを得ない。

JASRAC に一本化されていなければ、2 か所に払うことになる。二重取り、三重取りへの懸念が大きい。窓口を一本化して、安心して利用できるシステムが現在あるので、それを維持して欲しい。

- ・ 総額が変わらず、徴収システムがきちんと管理できる方法があるというのであれば、窓口の一本化でなくてもよい。そのようなシステムはどのようなものとしてあり得るのか、予め利用者側にも意見を聞いた上で、その構築が検討されるべきである。
- ・ 徴収の手間を考えると、窓口を一本化し、利用料をきちんと取れる方法を作り権利者に分配する方が、権利者にも利用者にも利便性があると考ええる。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 音楽以外の分野に広げるのは現実的には難しいと思う。

②使用料規程の決定方法

(i)使用料規程の決定に利用者の合意を義務づけることについて

【管理事業者】

- ・ 合意まで求めるのは過大すぎる。いつまでも反対されて、使用料規程の変更ができない。
- ・ 利用許諾業務を円滑に進めていくためには、使用料規程の新設・変更につき、利用者からの意見聴取を十分に尽くす必要がある。しかしながら、意見聴取を超えて合意形成の義務付けを行うとした場合、時宜にかなった規程新設・変更が困難になり、利用者ニーズに対応できない事態が想定される。
- ・ 使用料規程の変更について、義務がなくても、基本的には相手があることなので、

説明しないことはあり得ない。

- 使用規程や管理委託契約約款まで及ぶような統一するルールを作ることは、規制強化になるので反対である。
- 指定管理事業者以外にも合意形成義務の導入は、後発の民間事業者には大きなハードルになり、新規参入がより困難になる。既存のルールにはめる方が、利用者としては、メリットが大きいと考える。
- 意見聴取の努力義務化を維持する。指定管理事業者として、利用者・利用者団体との会合で、意向を重視しているが、合意の義務化は難しい。利用者としては、安い方がよく、運営する立場としては、権利者の考えを反映させなければならないため、その狭間で合意形成ができるように努力しなければならない。
- <合意義務化することの是非>
合意義務化に反対。
- <使用料規程についての合意を義務化した場合に、合意までにどれほどの期間を要するものと考えられるか>
合意を義務化した場合、更に相当の時間を要するのではないか。
- <意見聴取の努力義務が合意義務となることでどのような不都合が発生するか>
使用料の基準においては、権利者と利用者の中で、本来求める方向性は相反するものであり、確定的に折り合いをつけることは非常に困難だ。
合意が義務化されれば、意見聴取を終了できず、管理事業を開始できないなどの問題が生じることが想定される。
- 使用料規程について、あらゆる利用者との間で合意を形成しなければならないとすることがおよそ非現実的であることはいうまでもない。合意形成の相手方を利用者代表に限る場合であっても、合意がない限り使用料規程の届出ができないという制度は、交渉過程において利用者側にのみ有利に働くこととなり、権利者の利益の保護という観点から問題がある。
利用者と権利者の利益は本来的に対立するものであり、著作権等管理事業者が権利者のために使用料規程の変更を行おうとする場合の多くは利用者にとって負担増の内容となる。そうした中、届出制であることによって合意に至らない場合であっても、管理事業者が変更の届出をすることも可能であるということが、利用者側にとって交渉のテーブルに着くインセンティブとなっているともいえる。これを、利用者が合意しない限り一切届出ができないということになれば、利用者の負担が増えるような内容の場合には利用者が合意に向けた交渉を放棄し、一切の変更ができない硬直的な状況となるおそれもある。
「使用料規程に影響を及ぼす」管理委託契約約款の変更とは、端的に言えば指値の対象範囲の拡大を指すものと思われるが、それについても利用者代表との合意が必要ということになれば、権利者の意思を管理業務により忠実に反映させるための指値の対象範囲の拡大が極めて困難となる。それが問題であることは、上記①(iii)で述べたとおりである。
- 合意形成義務となると大変と思う。
裁定制度を使うにしても、お互い譲れない部分を解決しないと、業務開始できな

いとなる。

- ・ 合意形成義務を課した場合、最終的な合意に至るまでに多大の時間と労力が必要になると思われる。また、著作権等管理事業者と利用者側の力関係で料金体系に影響を及ぼすおそれがある。新規に業務開始を行う場合、料金につき利用者の合意が必要となれば、料金体系は利用者の意志に左右されることが懸念される。これは、権利者の利益を損なう可能性があるものとする。
- ・ 現在の努力義務方式においても業界団体との協議をしていると考えられ、あえて合意形成義務方式に移行することについては、現状のところ特段必要はないと考えている。
- ・ 非一任型管理事業者においては権利者の要望に沿って使用料の値上げを行っている。
- ・ <合意義務化することの是非>
合意形成までの使用料規程実施禁止期間の延長が予想されることから、その間に予想される時間的及び費用面での負担増にどのように対応していくか懸念がある。
- ・ <使用料規程についての合意を義務化した場合に、合意までにどれほどの期間を要するものと考えられるか>
努力義務方式である現在でも、1～2年ほどかかるケースがあるため、合意形成義務方式へと移行した場合に、改定にこれまで以上に時間的及び費用面での負担を要すると考えられる。
- ・ <意見聴取の努力義務が合意義務となることでどのような不都合が発生するか>
上述のとおり、著作権等管理事業者にとって、合意形成に至るまでに、時間的及び費用面で負担増となる可能性が高く、権利者・利用者双方にとっての要望に円滑に答えられなくなる可能性がある。
- ・ 合意形成義務は無理だと思う。

【利用者】

- ・ 意見聴取の際、納得が得られる回答がないまま、意見聴取をしたと文化庁に報告され、規程の改定がなされてしまうことが何度かあった。
- ・ 判例にもあるように、納得がいく説明を受けて、納得した形で規程を改定していくプロセスになるような制度にして欲しい。
- ・ 納得できない点について、何らかの形で議論をしたり、議論が反映できる形にして欲しい。
- ・ 合意が必要という大前提があれば、管理団体もそれなりの答えを持って、対等に臨んでくるのではないかと。
- ・ 納得できないまでも、しっかりとした説明があるのであれば、まだいいのだが、それすらないのが問題。両者議論の上、最終的にはしかるべき判断が出るといった手続が欲しい。
- ・ 利用者代表である団体は基本的に団体構成員の意見で、利用者代表としての意見を決めるので、構成員以外の利用者の意見を聞くという利用者代表の意見聴取義務の履行は難しいところがある。

- ・ 著作権等管理事業者には利用者との合意形成を目指した協議を強く期待しており、利用者からの意見聴取義務を十分尽くしていただくことを要望する。
- ・ 使用料規程の届出にあたっては、文化庁において、利用者と権利者の協議の実施状況について、当事者間で協議が必要十分に行われたかを確認した上で受理する等の措置を講じていただきたい。
- ・ 自らが主として利用する利用区分における利用者代表として、改定に関する説明が不十分ということは、特にない。ただし、そうではない利用区分については、当該著作権等管理事業者のウェブサイトを見て初めて知るということは多々あり、後追いで情報を入手するケースはある。
- ・ 著作権等管理事業者の立場としては、著作権等管理事業者が使用料改定を考えている段階で、全てにインフォメーションする義務はないと思う。
しかし、使用料規程の変更を行うのであれば、現在の利用区分の主な利用者だけではなく、利用区分の新設等の規定変更によって新たに影響を与えると想定される利用者には協議を持ちかけるべきだと考える。
- ・ 指定管理事業者は、一般管理事業者より重い責任を持つべきで、利用者代表の納得を得ていない強硬な届出の行使は止めてほしい。それ以外の著作権等管理事業者も、努力義務であるから、説明さえすればよいという仕組みを改正していただきたい。
- ・ 指定管理事業者ではない一般管理事業者でさえ、訴訟において、「使用料規程は届出制・協議は努力義務」という相手（管理事業者）方の主張は、認められなかった。「利用者との協議を得て、その内容を周知させ、更には利用者の納得を得る必要があると解すべき」であるという判決がされた。その事実から、著作権等管理事業者の意見聴取の努力義務では足りないとの司法判断を受け、当該判決に準ずる規定に変更するべきだ。
利用者側が納得できない段階で、指定管理事業者が使用料変更の届出を出しているのであれば、一般管理事業者は利用者代表の納得を得ることなく使用料の変更をどんどん出していいということにつながるのではないか。
- ・ 権利者側が使用料を決めるということは、テクノロジーの進歩とともに大量の曲数が使えるようになる中、変わっていかねばならない。権利者側が使用料規程を一方向的に決める仕組みもなかなか難しい。エンドユーザーからお金をもらっていくビジネスは、事業者側が行っており、その事業がうまく成り立つように事業者の意見が反映されるようにならないといけない。
- ・ <使用料規程>
使用料の金額が適切であるか否か、徴収について従来事業者との間で、窓口の一本化、演奏権利用の二重徴収の防止に関する手当てがなされているか、管理委託契約約款については、引き受ける支分権の範囲、管理手数料、使用料の徴収方法、再委託の有無、契約期間、分配方法、情報公開の方法など、審査の基準になると考える。
- ・ 利用者からの意見聴取を努力義務から合意形成義務へ移行していただきたい。
- ・ 仲介業務法時代から JASRAC とはある程度の合意を得ている。基本的には、合意

に至らないことは、ないのではないか。

- ・ 将来的には、色々な考え方の徴収団体が出てくる可能性があるので、安定した徴収秩序を確保するためには、基本的に徴収団体は1つであるべきなのではないかと考える。いくつかの団体を認めるとしても、窓口は1つとすることも、方法の1つであるとは考える。その場合、複数団体間の意見調整がつかないときには、文化庁が何らかの調整を図る法律上の権限を持てば、まとめることができるので、かろうじて秩序は保たれる可能性はあると考える。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ あえて合意形成義務にまではする必要はない。

(ii)法第23条に基づく使用料規程の届出に係る利用者代表との協議応諾義務を一般管理事業者に課すことについて

【管理事業者】

- ・ 指定管理事業者以外の著作権等管理事業者に協議応諾義務が課されても、実際に対応できないのではないか。
- ・ 指定管理事業者以外の著作権等管理事業者であっても、文化庁が利用者から意見などは受けた場合は、一般的監督権限に基づき適切な指導をすることになる。ただし、協議応諾義務を制度化して指定管理事業者制度の拡大になるのは、管理事業法の制定趣旨とは逆の方向ではないか。
- ・ 現行どおり、利用者代表との協議応諾義務は指定管理事業者に限定するのが適当と考える。競争法上の観点から、管理シェア率の高い事業者について協議応諾義務を課すことは一定の合理性を有するものと思料するが、それ以外の事業者に協議応諾義務を課することは、利用者利益に偏向するものとする。
- ・ 現状のルールであっても、意見聴取をただで改定した例はなく、合意形成に向けた最大限の努力をして利用者に確認した上で、改定を行っている。
しかし、合意形成を前提にすると、合意形成まで何年もかかることがあり、使用料をいつ徴収できるかわからない状況は、極めて不透明であり、参入障壁そのものであると言わざるを得ない。
- ・ 参入を妨げる可能性が高いと考えられる（著作権等管理事業者を規制強化する方向につながる。今のままでよいのではないか。）。
- ・ <使用料規程の協議に必ず応じなければならないとした場合にどのような影響が考えられるか>

協議を求められた場合、応じる必要はあると考えるが、双方が納得する結論が得られるかどうかは、別問題である。また言語の著作物の分野において、日本国外の著作物と、国内作家の著作物との間で、流通する著作権料にかなりの開きが生じて

きている。利用者団体の求めに応じ、著作権等管理事業者が「配慮」を重ね、使用料規程の金額を「配慮」することを続ければ、外国作家と国内作家の著作権料はますます広がることになると思う。

- ・ <指定管理事業者以外の著作権等管理事業者について、協議義務を課すことの是非> 協議を求められた場合、応じる必要はあると考える。
- ・ 非一任型管理事業を著作権等管理事業法の枠の中に入れた場合、協議の義務や裁定制度については規制をすべきではない。
枠の中に入れる場合でも、一任型管理事業、非一任型管理事業で規制の中身を変えることになる。
一任型管理事業の使用料等の規制は、最低限にすべきである(現状維持)。
- ・ 指定管理事業者以外の著作権等管理事業者に協議義務を課すことについて、賛成する。
- ・ 使用料規程の変更届出に際して、協議は義務ではないが、基本的に著作権等管理事業者が何の予告もなしに変更を行うことはなく、当協会では事前に必ず業界団体や利用者の代表者と変更点について協議の上、改定を進めている。
上述のとおり、当協会としては現状においても十分に利用者の意見を聴取し、使用料規程策定に反映していると考えており、これまで以上の頻度で協議に応じることが義務付けられることで、著作物利用が滞る可能性が高く、結果的に権利者・利用者双方の不利益を生じかねない。
- ・ 出版社や教科書会社から値引きの申し出が常にあり、そのための協議はよくしている。

【利用者】

- ・ 利用者として協議を求めたことがない。
- ・ 著作権等管理事業者においては、指定の有無を問わず、利用者との合意形成に向けた協議を強く期待し、利用者からの意見聴取義務を十分尽くしていただくことを要望する。
- ・ (特に同一分野で複数の著作権等管理事業者が存在するような場合は) 管理著作物の多寡はあれども、著作物の管理をしていることには変わらないと考えることから、指定管理事業者以外の著作権等管理事業者に対しても、指定管理事業者と同等の義務を課すべきであると考えている。
その上で複数の著作権等管理事業者が事業を行っている場合は、各著作権等管理事業者が連携して利用者の利便性の向上に努めたりする措置も検討していただきたい。
- ・ 指定管理事業者ではない一般管理事業者も、努力義務であるから、説明さえすればよいという仕組みを改正していただきたい。

【権利者】

- ・ 著作権等管理事業法第23条第2項に基づく使用料規程に関する利用者代表との協議義務は、指定管理事業者のみならず、すべての管理事業者が負う旨の変更をなす

べきと考える。

以下、その理由を述べる。

著作権等管理事業法は、規制緩和政策の一環として、従前の仲介業務法を廃止して新たに制定された法律であり、利用実態の変化に対応すべく、その適用対象範囲が著作権及び著作隣接権の及ぶすべての分野（著作物一般、実演、レコード、包装、有線放送）にまで拡大され、当協会が関係する音楽著作権の分野に関しても、その仲介・管理業務が許可制から登録制に変更された結果、指定管理事業者たる一般社団法人日本音楽著作権協会に加え、株式会社ジャパン・ライツ・クリアランスや株式会社イーライセンスなどの管理事業者が相次いで新規参入した。

また、著作物等の使用料が円滑かつ適正に設定されるよう、使用料規程に関して、認可制度を廃止すると同時に利用者代表との協議・裁定制度が整備された。具体的には、管理事業者に対して、使用料規程の制定又は変更の届出に先立ち、利用者または利用者団体からの意見聴取努力を義務付けた上で（第13条第2項）、指定管理事業者については、利用者代表から届出をした使用料規程に関する協議を求められた場合はこれに応じる義務、さらに意見聴取する努力義務が負わされた（第23条第2項、同3項）。

第13条第2項により事前の意見聴取が努力義務とされたのは、著作権が「権利者の許諾を得なければ当該権利に係る著作物等を利用することができない権利であるため、管理事業者が定める使用料規程の内容は、その管理事業者の規模を問わず、著作物等の円滑な利用に大きな影響を与える可能性がある」からとされている（著作権法令研究会編「逐条解説著作権等管理事業法」85頁（有斐閣、2001年））。また、第23条第2項による届出後の協議義務については、「管理事業者間で使用料の額について適切な競争関係がない場合に利用者の意向を反映した使用料の額となるよう設けられたものであり、当該管理事業者のシェアが低い場合には市場原理により適正な額の使用料となることが期待できるため適用する必要がなく、シェアが相当の場合にのみ（協議義務が課される指定管理事業者に）指定しうる」（（）内は筆者追記）とされている（同112頁）。

しかしながら、多くの音楽著作物は代替性がなく、当該著作物を管理する管理事業者の規模やシェアにかかわらず、利用者は当該管理事業者を通じて唯一の権利者から許諾を得なければ利用できない状況に置かれている。2000年に著作権審議会権利の集中管理小委員会が公表した報告書においても著作物の利用許諾に関する著作権管理団体と利用者の関係について、次のような特徴が指摘されているところである（著作権審議会権利の集中管理小委員会報告書第4章（2））。

〔ア〕許諾権である著作権が集団的に行使されると、一般的に著作権管理団体の立場は利用者より優位になりやすいこと

〔イ〕著作物は嗜好性が強く代替性が低く、しかも一任型の権利委託の場合には事実上同一の著作物の著作権（支分権）を複数の管理団体が管理することはないので、アの状況はさらに強まること（出版物やレコードに複製されている文書、音楽など、放送番組や映画に利用されている原作、脚本、音楽などの二次利用の場合については、代替性が全くない）

〔ウ〕 使用料には原価という概念が成り立たず、一般の商品のように原価に適正利潤を上乗せするなどのように客観的な使用料決定基準がないので、著作権管理団体の恣意的な使用料設定がおこるおそれがあること

こうした状況に鑑みると、著作権等管理事業法第 23 条第 2 項の規定に基づいて、届出を行った使用料規程に関する利用者代表との協議義務を負う者の資格を指定管理事業者のみに限定する現行規定は、音楽著作物の特徴に対する理解が十分ではなく、協議・裁定制度を設けた趣旨が正しく反映されていないのではないかと考える。

さらに、著作権にかかわる諸問題を考えるにあたっては、著作者・著作隣接権者の保護と著作物という文化的所産の公正な利用とのバランスを取りつつ、最終的には文化の発展への寄与を掲げる著作権法第 1 条の目的に適っているか否かを指針とすべきである。この点からも使用料規程に関する利用者代表との協議義務は、指定管理事業者のみならず、すべての管理事業者が負うとするのが相当であり、当該変更により、音楽著作権管理事業における透明性、公正性、信頼性の向上が期待できるものと思料する。

【有識者】

- ・ 著作物は非代替性があるため、一任型管理事業を行っている以上は協議・裁定の対象になってもよい。

(iii) 一般管理事業者に対して法第 24 条に基づく使用料規程に係る裁定制度を導入することについて

【管理事業者】

- ・ 現行どおり、文化庁裁定は指定管理事業者に限定するのが適当と考える。
- ・ 指定管理事業者以外の著作権等管理事業者においては、利用者に対する意見聴取義務はあるが、利用者からの協議に応じる義務はないため、裁定制度を導入する根拠は希薄と思われる。
- ・ <指定管理事業者以外についても裁定制度を導入した場合にどのような影響が考えられるか>
 - 1 つの分野において、いくつかの管理団体、複数の使用料規程が存在する分野においては、より安価な使用料に集約されていくことになると思う。そのような状況は、著作権者にとって大きな損失であると考ええる。
- ・ <指定管理事業者以外の著作権等管理事業者について、裁定制度を導入することの是非>
 - 著作権者が自らの作品にどのような価値をつけるか、最終的には著作権者の意思に委ねるべきである。その意思がある程度集まり形成されている著作権管理団体の規程について、行政の介入は最低限に抑えるべきではないかと考える。「見えざる手」に任せるべきではないか。
- ・ 協議の実効性を確保するためには、裁定制度があることが不可欠であるから、上記意見と同趣旨により、指定管理事業者以外の著作権等管理事業者に裁定制度を導

入することについて賛成する。

- ・ 裁定制度は、拡大した方が良い。出版社の中には、「これはないだろう」ということを当て込んでくるところがある。

【利用者】

- ・ <指定管理事業者以外の著作権等管理事業者の使用料規程の影響力の程度について>
指定管理事業者よりも利用対象著作物が多い管理団体もある。
- ・ <指定管理事業者以外の著作権等管理事業者の使用料規程について、これまで協議を行ったが整わなかった事例というものはあるのか>
利用者として意見を述べたが「意見は聞きますが、権利者が受け入れなければ仕方がない」ということで意見が反映されなかったことがある。
 - ・ 使用料規程改定に際し、利用者として反対意見を述べたが（意見書提出）、話し合いの場を持つことなく、提出意見書を基に疎明書作成、文化庁に使用料規程改定申請とすすめられたことがある。
 - ・ 使用料規程改定に際し、意見を述べるも「所属業界はマイナーそこだけにしか適用できない方式は採れない」といわれたことがある。因みに当業界が当管理団体の使用料収入のメインとなっている。
- ・ <指定管理事業者以外についても裁定制度を導入することの是非について>
是非導入してもらいたい。
- ・ 現実的には、指定管理事業者でない著作権等管理事業者とも協議をしているが、最終的に合意できずに、当該事業者が使用料規程を文化庁に出されたときに、文化庁はどのように対応するのか。
- ・ 指定管理事業者以外の著作権等管理事業者であっても、文化庁が利用者から意見書などは受けた場合は、一般的監督権限に基づき適切な指導はしていただきたい。
- ・ 指定管理事業者と著作権等管理事業者については、裁定制度を同等にやっていただきたい。
- ・ 裁定の金額の問題よりも、裁定の процедуруを伸ばしていただき、協議がきちんと行われない間は、それを受理しないでいただきたい。こちら側から申出る猶予をいただけることを制度的に考えていただきたい。
- ・ 指定管理事業者ではない一般管理事業者でさえ、訴訟において、「使用料規程は届出制・協議は努力義務」という相手（管理事業者）方の主張は、認められなかった。「利用者との協議を得て、その内容を周知させ、更には利用者の納得を得る必要があると解すべき」とあるという判決がされた。その事実から、著作権等管理事業者の意見聴取の努力義務では足りないとの司法判断を受け、当該判決に準ずる規程に変更するべきだ。
利用者側が納得できない段階で、指定管理事業者が使用料変更の届出を出しているのであれば、一般管理事業者は利用者代表の納得を得ることなく使用料の変更をどんどん出していいということにつながるのではないか。
- ・ 権利者側が使用料を決めるということは、テクノロジーの進歩とともに大量の曲数

が使えるようになる中、変わっていかねなければならない。権利者側が使用料規程を一方的に決める仕組みもなかなか難しい。エンドユーザーからお金をもらっていくビジネスは、事業者側が行っており、その事業がうまく成り立つように事業者の意見が反映されるようにならないといけない。

- ・ 指定管理事業者以外についても、文化庁主導で、策定、調停、裁定制度を導入することにより、管理がスムーズにできるものとする。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 著作物は非代替性があるため、一任型の管理事業を行っている以上は協議・裁定の対象になってもよい。

③利用者代表の決定方法

(i)利用者代表の前提となる法第23条第1項の利用区分や同条第2項の利用者代表の要件を見直すことについて（利用区分の細分化や、コンテンツの種類による区分の導入等）

【管理事業者】

- ・ 全ての団体と個別に協議するという事は、著作権等管理事業者側の立場からすると、実務的に困難なので細分化しすぎるのは適当でない。
- ・ 細分化よりも、客観的なルールの整備が必要と考えている。
- ・ インタラクティブ配信の領域などでは、利用者代表は、数としてはA団体であるが、マーケットとしては圧倒的に、非加盟社であることの方が多いような状況で、マーケットのシェアや参加者の数という曖昧なもので、利用者代表が決まっている。このようなところは、もう少し違ったアプローチがあるのではないかと考える。
- ・ 区分については、変更の必要性はない。
- ・ 利用者代表について、文化庁なり、その諮問機関なりから、ある程度の指針が示されることが望ましいと考える。
- ・ 分野ごとに、意見聴取団体や内容に関する指針があると、著作権等管理事業者になろうとする団体にとっては、よいのではないか。
意見聴取は必要と考えるが、どこまで同意を取るべきなどかといった指針があると手順がわかりやすいと考える。
- ・ 利用区分を細分化して区分の総数が増えれば、必然的に区分間の境界線が増え、それに伴って、境界線のどちら側に存在するののかにつき見解の分かれる事例、境界線をまたぐ区分横断的な利用の事例等も増える公算が大きい。そうすると、利用者にとっての使用料の予見可能性がかえって低下することとなったり、利用者代表該当性の判定が一層困難となったりするなどの弊害が生ずる。

- ・ 契約をしている業界団体の一例として団体の連合会があり、利用区分を代表する利用者がわからず、困ることはないと考えられる。

【利用者】

- ・ 指定管理事業者と利用者代表との使用料協議のベースになる利用区分の認定方法について、利用者の意見が反映する仕組みを整備していただきたい。
- ・ 現状の指定管理事業者制度では、利用区分の認定に関して利用者側が予め文化庁長官に意見を申述べる機会というものは与えられていない。
- ・ 事実上、著作権等管理事業者の使用料規程の書きぶりによって、利用区分が認定されてきているのではないか。
- ・ 仮に利用者側において、使用料規程上の区分ではなく、もう少し細分化した利用区分をもって指定を受けて欲しいと考えたとしても、現実的には難しい。
- ・ 利用区分の利用者代表は、文化庁が宣言していただくか、何かで発表していただければと思う。
- ・ 利用区分を細分化して、区分ごとに協議することを要望する。もし「我々も利用者代表だ」と複数出てきたとき、それを自分達で調整するのは難しい。監督官庁に整理してもらう方が良い。
- ・ 利用区分の認定について、利用者側の意見が反映される仕組みの整備を要望する。管理事業法 23 条 1 項柱書は「使用料規程上の利用区分」を原則的な基準として掲げているが、カッコ書で、著作物等の利用の状況を勘案して当該区分をより細分した区分と採用することが認められている。しかしながら、利用者団体が「使用料規程上の利用区分」ではなく「細分した区分」の利用者代表として著作権等管理事業者との協議に臨むことを欲する場合であっても、文化庁長官が利用者側意見を聴取して「利用区分」を認定するといった手続が整備されていないため、「当該細分した区分」について最大の利害関係を有するにも関わらず、著作権等管理事業者と対等の立場で協議を行うことができない状況を改善願う。
- ・ 近年、放送コンテンツは、利用形態や流通形態が多様化し、既存の業界団体が単独で当該利用を代表する利用者団体と認められない場合があることなどから、利用者代表を組織するのが容易ではない場合がある。
よって、「利用区分」については、著作物等の種類や利用方法の別だけではなく、著作物等を利用したコンテンツの種別等に応じても区分できるようにするなど、柔軟な法の運用が必要である。
- ・ 利用者団体それぞれの利害が若干違うため、それらに応じた適切な区分を設ける選択肢があることはよいことだと思う。別建てで交渉する必要がない状況であれば、それら複数の区分の利用者らが合同してもよいことにすればよいと思う。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 利用区分に縛られず、具体的な事案に即して実質的に利害を共通にする利用者がまとまり、利用者代表になれるという道を作る必要があるのではないか。
- ・ 権利者が著作権等管理事業者にどの範囲で預けるかという問題と協議・裁定を求めることのできる利用者代表のシェア等を考える際の利用区分の話とが混在していると思う。
- ・ 現状、小さい著作権等管理事業者は大きい著作権等管理事業者に合わせざるを得ない。大きい著作権等管理事業者は利用区分を定めるときに他の著作権等管理事業者の意見も聞くようにするべきだろう。
- ・ 法律で手を入れずに市場に任せるという判断もできると思う。
- ・ 後から参入して先行する著作権等管理事業者の管理契約を移すときに、移しやすいようにする必要がある。
- ・ JASRAC では今でも演奏権又は録音権等を預けていないと業務用通信カラオケの委託ができないとされているが、これは必ずしも利用区分でない制限を含んでいるものである。
- ・ 法 23 条での利用区分について、指定管理事業者を指定する段階で既に問題が出てくる。法 23 条 2 項の協議における利用者代表になれるかは 1 項の利用区分によるので、文化庁が指定管理事業者に指定する段階で固定され、協議の段階では動かない点が不便だと思う。

④権利者との管理委託契約について

- (i)一定期間は契約解除できないようにして権利者の委託先の選択を制限することについて

【管理事業者】

- ・ 権利者の委託先選択の自由は尊重されるべきだが、利用許諾業務を安定的に行うためには、一定期間につき管理委託契約を解除できないこととする措置は必要と考える。
- ・ 競争原理からすると長期の契約は不利益ではないか。
- ・ 権利情報データベースの統合が進めば、短期間での変更があっても、十分に安定が見込めると考える。
- ・ 拘束を行うことは、権利者の選択の権利を大幅に制限することになり、権利者に大幅な不利益を生じると思われる。
- ・ <管理委託契約の解除が制限されることの是非>
著作権等管理事業者から利用者に対して発行する、許諾の安定性を図るためにも、一般的な各種契約で認められている一定期間の制限は、必要であると考え。
- ・ <管理委託契約の解除が制限されることにより、どのような不都合が生じるか>
許諾を発行することにつき、一部、不安定が生じると考える。
- ・ <契約解除の事由としてどのようなものが多いのか>

著作権の継承が発生した際、継承者が別の管理方法を望む／ある著作権者の方が契約解除された際、仲間のほかの権利者の方も解除される。

- ・ <解除された著作物についての利用契約はどのように扱われているのか>
すでに先の期限まで許諾を出しているものについては、引き続き有効な許諾として扱われる。なお、解除と同時に新規の申請については、受け付けない。ただし、解除の時期をご相談させていただくことはある。
- ・ 委託者の利益を損なうもので好ましくない。また、拘束される期間が長いと、委託を躊躇する可能性が高い。
- ・ 個別契約なので、一定期間の契約もあると思うが、法律など大きな枠で決めるべきではない。
著作権等管理事業者には有利だと思うが、著作者はやりづらくなるし、逃げてしまうのではないか。

【利用者】

- ・ 指定管理事業者の使用料値上げに利用者として応じたが、委託管理物が次々に抜けて、許諾対象外となり、別な管理団体に使用料を支払わなければならなくなった。指定管理事業者の値上げ分に新たな団体への使用料支払いが加わり、利用量は同じにもかかわらず支払額が増加するといった事態となっている。
- ・ 権利者の委託先選択の自由は尊重されるべきだが、著作権等管理事業者からの許諾に基づき著作物を安定化に利用するためには、一定期間につき、管理委託契約を解除できないこととする措置が必要と考える。
- ・ 著作権等管理事業者がいくつかある場合、著作権者が自由に異動することができる。異動された場合に、それまで契約をしていた利用者が、無断利用といわれるケースがある。
- ・ 本来、ビジネスでは、権利の譲渡の際、利用者との契約に基づく収入にその経済価値が量られており、権利の譲渡があったとしても、権利者から通知を受け、利用者は、元の契約条件に基づきその支払いを履行すればよいのが通念だが、著作権等管理事業者間で権利が異動した場合、利用者は、元の著作権等管理事業者との契約に基づきコストをかけて制作したものを、新たな著作権等管理事業者から無断利用と言われたり、二重徴収されたりする可能性がある。著作権ビジネスとしては成立せず、法律上の欠陥と言わざるを得ない。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 契約に関する問題なので、法律で定めることは難しい。
- ・ 知らない間に管理委託から外れる問題が起こりうるが、実務上の運用で解決可能。

⑤情報公開

(i) 使用料徴収額、分配額の公表を義務付けることについて

【管理事業者】

- ・ 情報公開の程度にもよるが、現状でも十分に安定しているのではないかと考える。
- ・ 徴収、分配について透明性を確保することが必要である。しかし、個人情報に関する部分もあり、金額等の公表については難しいと思われる。
- ・ <分配額の公表により個人の使用料収入が明らかとなるおそれがあるのではないかと>
個人情報の観点から、著作権者の意見は、公表されるべきでないという意見が多い。
- ・ <徴収額・分配額を公表することの是非>
必要があれば監督官庁である、文化庁に報告することで足りると考える。
- ・ 収受した著作物等の使用料の額及び分配した使用料の額については、著作権等管理事業の実施状況を示す客観的な指標として、毎事業年度公表することとすべきである。ただし、個々の利用者から収受した額・個々の委託者に分配した額を明らかにすべきでないことは、当然である。
- ・ 当協会が受任しているのは、会員社が個別に行う商取引の事務作業にすぎず、当協会としての枠というものを公表する立場にないと考える。またそれを出してしまうと、一任型と何が違うのかという話にもなる。
- ・ 毎年、文化庁に報告しているので、それを公表するのはいいのではないかと。個別で公表するのは、どうか。

【利用者】

- ・ 著作権等管理事業者の業務コストの内容。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 「全体の徴収額、分配額」という意味なら、個人情報とは関係がなく問題ない。

(ii) 管理著作物の情報の公開を義務付けることについて

【管理事業者】

- ・ 委任者リストを利用者に開示している。利用者が管理対象を適切に判断できる情報を提供することは必要と考えるが、著作権等管理事業者によって保有情報は一律でないため、公表の義務付けは現実的でないとする。万一、情報開示の不足により利用者側の利便性が損なわれる事態があったとしても、文化庁長官による適切な

監督権限行使により是正されるものと考え。

- ・ 情報公開の程度にもよるが、現状でも十分に安定しているのではないかと考える。
 - ・ 管理著作物情報の公開は必須である。ただし、ナショナル・アーカイブのような集中した情報公開の場があることが望ましい。
 - ・ <現在どのような形で、どこまで権利情報を公開しているか>
 著作者名、管理分野、特記事項があれば特記事項。
 - ・ <公開できない情報とは何か>
 著作権継承者においては継承者のお名前を出すことを拒否される方が、著作者においては本名を出すことを拒否される方がいる。
 - ・ <公開を義務付けることの是非>
 一定程度の情報公開は必要であると考え。
 - ・ <権利情報を集約することの是非>
 利用者にわかりやすい情報の開示は必要であると考え、情報の集約、また集約された情報の運営が、先行団体、規模の大きな団体の影響力の下に行われるのではなく、後発団体、規模の小さな団体にも配慮された運営が行われることが望ましいと考える。
 - ・ <義務化することの実現可能性>
 どの程度の情報公開を求めるかによって実現可能性は異なると考える。
 - ・ <非一任型管理の著作物等について、情報公開を義務付けることの是非>
 非一任型の著作物等について、情報公開を義務付けるべきと考える。
 - ・ <義務違反についての罰則を導入することの是非>
 どの程度の情報公開を求めるか、どの程度の罰則を科すかによって是非の判断は分かれる。
 - ・ 当協会以外では、エージェント組織、作家の個人事務所、遺族の NPO が著作権を管理しているなどいろいろな形態があり、非一任管理されている情報が探せない場合がある。流通の促進の観点では、何らかの情報の整備が必要と考える。
 - ・ 当協会は、著作者等の関係権利者からの届出や、外国の音楽著作権管理団体からの資料、利用実績等に基づいて作成された作品データから成る作品検索データベースをインターネット上で公開し、広く一般へ管理著作物の情報を公表しており、利用の円滑化を図るためにも管理著作物の情報の公表の義務付けが必要であると考え。
- しかし、法的な評価として「管理著作物」に該当する全ての著作物についての情報を漏れなく公表することは、事実上不可能であるという実情に留意する必要がある。例えば、当協会の場合、「委託者が有する全ての著作権及び将来取得する全ての著作権」が信託譲渡されて管理対象となるが、委託者からの通知（作品届等）の有無、時期、内容の正確性等の問題によって、情報を公表することができない管理著作物が事実上不可避的に存在する。
- したがって、管理著作物の情報の公表を義務付ける場合には、一定の合理的な条件の下に適用除外を定める必要がある。
- ・ 美術の分野にはいくつかの管理団体があるが、管理著作物として取り扱い作家を

公表しているので、公表の義務付けに問題はないと考える。

- ・ 弊社のホームページでは、著作物の情報はほぼ全て公表していると思う。
ただし、著作物は常に送られてくるので、それを逐一公開していくことはできない。
- ・ 著作物の流通促進と発展を原則と考えるならば、個々の著作物の管理と提供方法やソフト的な部分で利用者が利用しやすい方法をより良いものに考えて行くべきではないかと思う。
特に利用への提供方法や公開方法等は基準になるものや手順等あいまいな事が多く詳細で正確な情報が欲しい。(規制をしてくださいという意味ではなく、良い見本は何かという意味である。)
弊社では写真著作物の「利用の範囲」と「利用の期間」を明記した複製許可書を利用に発行している。
個々の著作物が先進的で画一された著作物の管理と利用者への提供方法をより良いものにできれば、管理事業がものすごく発展すると思う。

【利用者】

- ・ 一任管理事業、非一任管理事業にかかわらず、管理している著作物は全て公開すべき。
またどのように権利者が権利を取得しているのかも公開すべき。
出版社が社告等で一方的に権利の管理を宣言しているだけで、権利の移転や委託が行われていない、無権限の権利委託もあると考えられる。
管理対象の変動したものが具体的に明示されていない、又は検索しにくい(管理対象に加わったもの除外されたもの)。
- ・ 管理対象となる著作物とその利用区分を利用者側が適切に判断できる情報提供を要望する。
- ・ 複数の著作権等管理事業者が存在する場合、支分権や利用形態の単位で異動が頻繁に行われ、著作権等管理事業者ごとの情報公開だけでは利用者が管理状況を確認することが難しい。
- ・ 著作権等管理事業者がデータベースを統合するなど、利用者が容易に管理状況を確認できる仕組みを考えていただきたい。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ 音楽については可能だと思うが、様々な分野で考えると実際は難しい。将来的にはともかく、時期尚早なのではないかと思う。

⑥その他

(i)その他現行制度の問題点

【管理事業者】

- ・ <登録事項の変更に関する届出期間>
 - 登録事項の変更に関して、現行法の届出期間の延長をお願いしたい。
 - 現行法の2週間以内の届出を30日以内に延長していただきたい。
 - 役員変更届出の添付書類として、新役員が欠格事由に当たらないことを証明する証明書を本籍地の役所から入手する必要がある。本籍地が遠隔地にある場合、それなりに時間がかかり、期限内の変更届が実務的に難しい。
 - 管理事業法上では、この届出が遅滞した場合は罰則の該当事由になっている。
- ・ 事業の根幹となるような指定管理事業者のルール変更は、協議会を作り、定期的
に実施する方法や、著作権等管理事業者間（民民）で解決する方法もある。法令順
守の下、色々な角度から検討してよいと考える。
- ・ 二重徴収などの問題は、個別につぶすようなことをしてきた。しかし、これがも
っとオープンな場で行われていれば、新規参入を考えているところも、情報を取得
することができる。機動性高く行われるものと、ある程度規制されているものと、
両方あってもよいと思う。
- ・ 指定管理事業者の使用料規程改定は、直接的な不利益はないが、連動して管理委
託契約約款改正や管理システムの変更が必要となる。
- ・ 支分権や利用形態など、自由競争するためのベースの部分に、一方的に手が入っ
てくることは、自由競争の大前提となる部分を勝手に変えられると感じる。その部
分については、オープンにして話をし、統一のものを設けるという切り分けが大切
であると考えている。
- ・ 特段の問題があるとは思われない。しかし、一任型管理事業、非一任型管理事業
を組み合わせるなど事業の多様化も進んできているので、しばらくは現行制度を維
持し、安定化を図ることが望ましい。
- ・ 当法人で、権利者が非一任型管理事業に移行するケースはない。権利者としては、
一任型が簡単で委託しやすい。
指値の場合、著作物によって利用料が変わってくるので、管理者及び権利者それ
ぞれの管理が大変であり、事業の運営も難しくなる。
利用者も、指値の著作物を利用した場合、著作物によって利用料が違くと、管理
が大変であり、利用ごとに価格を確認する必要がある。
- ・ 額、率に影響を与えないような、時代変化に伴う文言の変更、利用者に対し文書
を分かりやすくする変更、文章に書いていることを表にするといった内容に変更を
与えない軽微なものについては、現在求められている変更の届出については、意見
聴取義務を課す必要はないと考える。
- ・ 一般論として、役務提供の相手方との取引の条件（対利用者取引においては利用
許諾契約の内容、対著作権者取引においては管理委託契約の内容）について競争事

業者間で協議することは、独占禁止法に抵触するおそれがあると認識している。仮に、著作権等管理事業においては、そのような協議がむしろ推奨される場合がある、ということであるならば、その協議と独占禁止法との関係について著作権等管理事業者にはリスクが生ずることのないよう、文化庁が公正取引委員会と協議した上で、具体的なガイドラインを示すなどの環境整備をすべきであると考えている。

- ・ 利用者代表が存在しない区分について、使用料規程の変更案をインターネットで公表して意見募集をした事例があるが、意見は1件も寄せられなかった。
- ・ 利用者代表との間で協議を進めようというときに、他方で、その協議における提案内容等の情報をインターネットで広く一般に公表するというのは、一般的な協議のあり方として想定しにくいと思う。進むものも進まなくなってしまうのではないか。
- ・ 美術作品を使用する場合、現状の問題は、日本人作家のものを大規模に扱っているところはないので、著作権の所在やの管理窓口に関わる情報を一か所で得られるようなシステムがないことである。現在存在する美術分野の著作権等管理事業者は、管理する美術家の数を増やすことを望んでいるが、なかなか増えない。制度的に委託者の数を増やすような取り組みがあれば希望するが、他方、美術の著作権等管理事業者はそれぞれ小規模な状態で著作物の管理、処理を行っている実態から、規制の強化等により管理事務の負担が増大するならば、日々の事業に影響し、結果的に著作物の流通にマイナスとなることも考えられる。制度改正を検討する際には、十分な配慮を願う。
- ・ 利用の円滑化という観点から言えば、当該権利処理機構は成功事例ともいえるが、別な問題も浮上している。ネット配信の単価は、従来のDVD化などの場合と比べると一桁低い数字である。利用がネット配信へ移行することによる相対的な価値の下落が生じており、申請件数は増えるが単価が下がる状況において、更なる経費削減に取り組むなどの必要が生じ、安定的な自走化を確立するためにはまだまだ課題が多い。そうした観点からも、法制度等により集中化を促進して権利処理の効率を上げていくことには一定の合理性があると考えているが、他方、円滑化のために権利者の負担を一方的に求めるものであってはならない。権利者に適正な対価が還元されることを実現していくことも著作権を考える上での重要な論点であることを併せて指摘したい。
- ・ 著作物の流通促進と発展を原則と考えるならば、個々の著作物の管理と提供方法やソフト的な部分で利用者が利用しやすい方法をより良いものに考えて行くべきではないかと思う。

特に利用への提供方法や公開方法等は基準になるものや手順等あいまいな事が多く詳細で正確な情報が欲しい。(規制をしてくださいという意味ではなく、良い見本は何かという意味である。)

弊社では写真著作物の「利用の範囲」と「利用の期間」を明記した複製許可書を利用に発行している。

個々の著作物が先進的で画一された著作物の管理と利用者への提供方法をより良いものにできれば、管理事業がものすごく発展すると思う。

【利用者】

- ・ <一任型管理事業と非一任型管理事業の点>
 - 一任型の管理から非一任型に変わっていく著作物がかなりある。
 - 指定管理事業者で、ある程度の数が一任型で管理されている上で値上げになった。その後、それらが非一任型に抜けていくと、利用量は変わらないのに結局、指定管理事業者に払う額は変わらず、抜けていった分も利用者は払う。
 - 非一任型で管理されている場合、著作物を1つ1つ見ないと料金も分からないし、複製の許諾されるやり方もまちまち。要は条件があまりにもバラバラで利用には、非常に不便なので、利用の促進どころか、利用を阻害している。利用条件を一本化していただけると非常に使いやすい。
 - 一任型管理事業者は、出版社側ばかり配慮して、利用者の意見を汲んでもらえない。利用の促進に一切寄与しない。
- ・ 独占的な管理で競争原理が働いていない
 - 権利者が、複数ある管理団体に、著作権の管理を委託するような形なら、料金的にも競争原理が働いて、我々が払う利用料が安くなる。現状は、独占的に管理しているので、どんどん値上げしていく状況
 - 非独占的な管理とすることにより、もう少し競争原理が働くような形で、複数の著作権等管理事業者で競合して欲しい。
- ・ 使用料規程の協議で、裁定を申入れは、今の法律では実施期間が非常に短く、手続が間に合わない、あるいは利用者の意見が反映されないまま使用料が決定される可能性がある。実施禁止期間の延長を検討していただきたい。

その上で、文化庁として、少なくともその協議がなされるまでは、使用料規程を受理しない等の措置を講じていただきたい。
- ・ 著作権等管理事業者がいくつかある場合、著作権者が自由に異動することができる。異動された場合に、それまで契約をしていた利用者が、無断利用といわれるケースがある。
- ・ 本来、ビジネスでは、権利の譲渡の際、利用者との契約に基づく収入にその経済価値が量られており、権利の譲渡があった場合、利用者との既存契約ごと譲受先が引き受け、その経済的価値応分の対価が譲渡先に支払われるものである。それに伴い、利用者は、譲渡先の権利者から譲受先の権利者に権利譲渡する旨の通知を受け、既存の契約の条件に基づきその支払いを履行すればよいのが通念だが、著作権等管理事業者間で権利が異動した場合、利用者は、元の著作権等管理事業者との契約に基づきコストをかけて制作したものを、新たな著作権等管理事業者から無断利用と言われたり、二重徴収されたりする可能性がある。著作権ビジネスとしては成立せず、法律上の欠陥と言わざるを得ない。
- ・ 指定管理事業者の使用料規程の利用区分が、音楽出版社を含む委員の提起から端を発し、利用者が異議を述べるできない管理委託契約約款において指値に変更された。もしこのような事態を許容すれば、大手の音楽出版社が幅広く、全ての利用区分を同様に要望した場合、利用者は、適正な料率で利用ができたものを、突然、交渉相手が著作権等管理事業者でなくなり、利用者代表の納得を得ていない高

い使用料を負担するか、又はその利用を控えることを余儀なくされてしまう。本来、著作物の許諾に際し、自己の意向を反映させたい場合、著作権等管理事業者が管理委託することなく、楽曲単位で管理委託から除外することを選択すればよい。少なくとも使用料規程の利用区分ごとに指値になる事自体、管理事業法上あってはならない。

【権利者】

- ・ コメントなし。

【有識者】

- ・ <複数著作権等管理事業者の利用区分に生じる重なりと隙間について>
 - 利用区分ごとに異なる著作権等管理事業者に預ける場合があるので、区分が重なっても隙間ができてはいけない。
 - 権利者目線で言えばむしろ統一されていることが望ましいものである。
 - 法律や文化庁から利用区分を提示するのは、現実的には難しいと思う。
- ・ <非一任型事業について>
 - 法制度としては無理だが、文化庁の管理監督権限は非一任型管理事業でも及んでもよい。しかし、届出義務がない状態で管理監督できるのか疑問も残る。
 - 非一任型管理事業であっても個別案件について裁定のように強制的に引っ張り出せるものがあればよいと思う。